官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四八）　一
○預託等取引に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同四九）　三
〔府令・省令〕
○特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　四
○特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・経済産業二）　五
〔省　令〕
○住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令（法務・国土交通一）　六
○民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令（財務四三）　九
○土地改良法施行規則等の一部を改正する省令（農林水産四〇）　一三
○農住組合法施行規則及び市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・国土交通二）　一三
○割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四九）　一三
〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府七一）　一四
〔その他告示〕
○高速自動車国道に関する件（国土交通六二八）　一三
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（同六二九、六三〇）　一三
〔官庁報告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一四
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、型式適合認定、型式部材等製造者の認証、日本弁護士連合会公示送達関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一六

## 府令

○内閣府令第四十八号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

（消費者契約法施行規則の一部改正）

**第一条**　消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （通知及び報告の方法等）<br>**第十三条**　［略］<br>2　法第二十三条第四項の規定による報告（同項第十号に掲げる場合に係るものを除く。）は、法第四十一条第一項に規定する書面、訴状又は申立書、電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（以下この項において単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）、決定書又は電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録をいい、同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）、請求の放棄若しくは認諾若しくは裁判上の和解に係る電子調書（民事訴訟法第百六十条第一項に規定する電子調書をいい、同法第二百六十七条第一項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）又は調停の調書、仲裁判断書、準備書面その他その内容を示す書面（第十五条第一項において「内容を示す書面」という。）の写し（電磁的記録については、当該電磁的記録を出力した書面）を添付した書面により行わなければならない。<br>3　法第二十三条第四項の規定による通知及び報告（それぞれ同項第十号に掲げる場合に係るものに限る。）は、第十六条に規定する行為をしようとする日の二週間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。<br>［一・二　略］<br>三　第十六条第三号、第七号又は第八号に規定する行為をしようとする場合（民事訴訟法第二百六十五条第一項の申立てをしようとするときを除く。）にあっては、相手方との間で成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容<br>4　前項に規定する「行為をしようとする日」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める日をいう。<br>一　第十六条第一号から第三号までに規定する行為をしようとする場合（次号から第四号までに規定する場合を除く。）　口頭弁論等の期日（民事訴訟法第二百六十一条第四項に規定する口頭弁論等の期日をいう。以下本項において同じ。）<br>［二～七　略］ | （通知及び報告の方法等）<br>**第十三条**　［同上］<br>2　法第二十三条第四項の規定による報告（同項第十号に掲げる場合に係るものを除く。）は、法第四十一条第一項に規定する書面、訴状若しくは申立書、判決書若しくは決定書、請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解又は調停の調書、仲裁判断書、準備書面その他その内容を示す書面（第十五条第一項において「内容を示す書面」という。）の写しを添付した書面により行わなければならない。<br>3　法第二十三条第四項の規定による通知及び報告（それぞれ同項第十号に掲げる場合に係るものに限る。）は、第十六条に規定する行為をしようとする日の二週間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。<br>［一・二　同上］<br>三　第十六条第三号、第七号又は第八号に規定する行為をしようとする場合（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百六十五条第一項の申立てをしようとするときを除く。）にあっては、相手方との間で成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容<br>4　前項に規定する「行為をしようとする日」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める日をいう。<br>一　第十六条第一号から第三号までに規定する行為をしようとする場合（次号から第四号までに規定する場合を除く。）　口頭弁論等の期日（民事訴訟法第二百六十一条第三項に規定する口頭弁論等の期日をいう。以下本項において同じ。）<br>［二～七　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部改正）

**第二条**　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （通知及び報告の方法等）<br>**第十五条**　［略］<br>2　法第八十四条第一項の規定による報告（同項第七号に掲げる場合に係るものを除く。）は、訴状又は申立書、電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（以下この項において単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）、決定書又は電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録をいい、同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）、請求の放棄若しくは認諾又は裁判上の和解に係る電子調書（民事訴訟法第百六十条第一項に規定する電子調書をいい、同法第二百六十七条第一項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）、準備書面その他その内容を示す書面（第十六条第一項において「内容を示す書面」という。）の写し（電磁的記録については、当該電磁的記録を出力した書面）を添付した書面により行わなければならない。<br>3　［略］<br>4　前項に規定する「行為をしようとする日」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める日をいう。<br>一　第十七条第一号及び第二号に規定する行為をしようとする場合（次号から第四号までに規定する場合を除く。）　口頭弁論等の期日（民事訴訟法第二百六十一条第四項に規定する口頭弁論等の期日をいう。第三号及び第五号において同じ。）<br>［二～七　略］ | （通知及び報告の方法等）<br>**第十五条**　［同上］<br>2　法第八十四条第一項の規定による報告（同項第七号に掲げる場合に係るものを除く。）は、訴状若しくは申立書、判決書若しくは決定書、請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解又は準備書面その他その内容を示す書面（第十六条第一項において「内容を示す書面」という。）の写しを添付した書面により行わなければならない。<br>3　［同上］<br>4　前項に規定する「行為をしようとする日」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める日をいう。<br>一　第十七条第一号及び第二号に規定する行為をしようとする場合（次号から第四号までに規定する場合を除く。）　口頭弁論等の期日（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百六十一条第三項に規定する口頭弁論等の期日をいう。第三号及び第五号において同じ。）<br>［二～七　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の消費者契約法施行規則第十三条第二項の規定は、施行日以後に提起された差止請求に係る訴訟について適用し、施行日前に提起された差止請求に係る訴訟については、なお従前の例による。

**第三条**　第二条の規定による改正後の消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則第十五条第二項の規定は、施行日以後に提起された共通義務確認訴訟について適用し、施行日前に提起された共通義務確認訴訟については、なお従前の例による。

## ○内閣府令第四十九号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第二十四条第二項の規定に基づき、預託等取引に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

預託等取引に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

預託等取引に関する法律施行規則（令和四年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （公示送達の方法）<br>**第二十九条**　法第二十四条第二項の内閣府令で定める方法は、消費者庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（消費者庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。<br>一　消費者庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十四条第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの<br>二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの | ［条を加える。］ |
| **別記様式**（第二十四条関係）<br>表<br>［表　略］<br>裏<br>預託等取引に関する法律抜粋<br>［略］<br>**第35条**　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、６月以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。<br>二　［略］<br>（備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。<br>２　発行者は、消費者庁長官又は経済産業局長とする。 | **別記様式**（第二十四条関係）<br>表<br>［表　同左］<br>裏<br>預託等取引に関する法律抜粋<br>［同左］<br>**第35条**　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、６月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。<br>二　［同左］<br>（備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。<br>２　発行者は、消費者庁長官又は経済産業局長とする。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。

# 府令・省令

**○内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号**

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令（平成十一年総理府、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **別記様式**<br>［表　略］<br>表　面<br>裏　面<br>特定商取引に関する法律抜粋<br>［略］<br>**第71条**　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、６月以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。<br>［三・四　略］<br>［略］<br>（備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。<br>２　発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官若しくは経済産業局長、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | **別記様式**<br>［表　同左］<br>表　面<br>裏　面<br>特定商取引に関する法律抜粋<br>［同左］<br>**第71条**　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、６月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。<br>［三・四　同左］<br>［同左］<br>（備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。<br>２　発行者は、内閣総理大臣、消費者庁長官若しくは経済産業局長、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣 |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**○内閣府令・経済産業省令第二号**

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第十八条第一項、第十九条第一項及び第二十二条第一項第四号及び第五号、第三十八条第一項第四号並びに第六十六条の五第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
経済産業大臣　赤澤　亮正

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第二十五条**　［略］<br>２　［略］<br>３　販売業者又は役務提供事業者は、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合であつて、次に掲げる方法により法第十一条各号に掲げる事項の一部を提供する旨の表示をするときは、当該事項の一部を表示しないことができる。<br>一　販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法<br>［二・三　略］<br>４　［略］ | **第二十五条**　［同上］<br>２　［同上］<br>３　販売業者又は役務提供事業者は、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合であつて、次に掲げる方法により法第十一条各号に掲げる事項の一部を提供する旨の表示をするときは、当該事項の一部を表示しないことができる。<br>一　販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法<br>［二・三　同上］<br>４　［同上］ |

（法第十三条第一項の規定により通知しなければならない書面による通知に係る電磁的方法）

**第三十九条**　法第十三条第二項の電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織（販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四十一条において同じ。）を使用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの

イ　販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

［ロ・ハ　略］

二　［略］

［2・3　略］

**第四十七条**　法第十八条第一項又は法第十九条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第十八条第一項第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

| | |
|---|---|
| 一　［略］ | ［イ～ト　略］ |
| 二　［略］ | ［イ～チ　略］ |
| 三　役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項 | イ　［略］<br>ロ　イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第二十一条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第二十四条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。<br>［ハ～ト　略］ |

（電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為）

**第六十三条**　法第二十二条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより電話勧誘顧客（法第二条第三項の電話勧誘顧客をいう。次条第三号及び第七号において同じ。）にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利（法第二条第四項第一号に掲げるものに限る。以下この号及び次

（法第十三条第一項の規定により通知しなければならない書面による通知に係る電磁的方法）

**第三十九条**　法第十三条第二項の電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織（販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第四十一条において同じ。）を使用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの

イ　販売業者又は役務提供事業者の使用に係る電子計算機と申込みをした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

［ロ・ハ　同上］

二　［同上］

［2・3　同上］

**第四十七条**　法第十八条第一項又は法第十九条第一項若しくは第二項の規定により交付する書面に記載する法第十八条第一項第五号に掲げる事項については、次項、第三項及び第五項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

| | |
|---|---|
| 一　［同上］ | ［イ～ト　同上］ |
| 二　［同上］ | ［イ～チ　同上］ |
| 三　役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項 | イ　［同上］<br>ロ　イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、役務提供事業者が法第二十一条第一項の規定に違反して役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該役務提供事業者が交付した法第二十四条第一項ただし書の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面又は電磁的記録により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。<br>［ハ～ト　同上］ |

（電話勧誘顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為）

**第六十三条**　法第二十二条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　正当な理由がないのに電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより電話勧誘顧客（法第二条第三項の電話勧誘顧客をいう。次条第三号において同じ。）にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利（法第二条第四項第一号に掲げるものに限る。以下この号及び次号において

号において同じ。）と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

二　［略］

（電話勧誘販売における禁止行為）

**第六十四条**　法第二十二条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～六　略］

七　法第十八条第二項（法第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第十八条第一項の規定により交付する書面（法第十九条第三項において準用する場合にあつては同条第一項又は第二項の規定により交付する書面）に記載すべき事項を電磁的方法により又は法第二十条第二項の規定により同条第一項の規定により通知する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ　電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ　電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第二十一条第一項に規定する行為を除く。）

［ハ～ホ　略］

ヘ　第五十条第三項又は第六十条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に不当な影響を与える行為

ト　第五十条第三項又は第六十条第三項の確認をせず、又は確認ができない電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し電磁的方法による提供をする行為

チ　偽りその他不正の手段により電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ　イからチまでに掲げるもののほか、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

（連鎖販売取引における禁止行為）

**第八十七条**　法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　その連鎖販売業を行う者が法第三十七条第一項又は第二項に規定する書面を交付しなければならない場合において、その書面を交付しないことを唆し、又は同条第一項若しくは第二項に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付することを唆すこと。

［五～十二　略］

号において同じ。）と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

二　［同上］

（電話勧誘販売における禁止行為）

**第六十四条**　法第二十二条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～六　同上］

七　法第十八条第二項（法第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により法第十八条第一項の規定により交付する書面（法第十九条第三項において準用する場合にあつては同条第一項又は第二項の規定により交付する書面）に記載すべき事項を電磁的方法により又は法第二十条第二項の規定により同条第一項の規定により通知する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ　電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ　顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第二十一条第一項に規定する行為を除く。）

［ハ～ホ　同上］

ヘ　第五十条第三項又は第六十条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に不当な影響を与える行為

ト　第五十条第三項又は第六十条第三項の確認をせず、又は確認ができない顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し電磁的方法による提供をする行為

チ　偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ　イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

（連鎖販売取引における禁止行為）

**第八十七条**　法第三十八条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

［一～三　同上］

四　その連鎖販売業を行う者が法第三十七条第一項又は第二項に規定する書面を交付しなければならない場合において、その書面を交付しないことを唆し、又は同条第一項又は第二項に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付することを唆すこと。

［五～十二　同上］

（公示送達の方法）

**第百五十四条**　法第六十六条の五第二項に規定する主務省令で定める方法は、主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（主務大臣の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　主務大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第六十六条の五第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［条を加える。］

**附　則**

この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。ただし、第二十五条第三項、第三十九条第一項第一号イ、第四十七条の表、第六十三条第一号、第六十四条第七号及び第八十七条第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

# 省　令

**○法務省・国土交通省令第一号**

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十日

法務大臣　平口　洋

国土交通大臣　金子　恭之

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則（平成二十一年法務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （技術的確認）<br>**第二条**　（略）<br>２　前項の技術的確認の申請書には、法第六条第二項第一号に掲げる場合においては同号の債務名義の謄本（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものである場合にあっては、記録事項証明書（当該ファイルに記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。）。第十八条第二項において同じ。）を、法第六条第二項第二号に掲げる場合においては同号の公正証書の謄本、当該公正証書に記録 | （技術的確認）<br>**第二条**　（略）<br>２　前項の技術的確認の申請書には、法第六条第二項第一号に掲げる場合においては同号の債務名義の謄本を、同項第二号に掲げる場合においては同号の公正証書の謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録又は施行規則第七条の私署証書若しくは電磁的記録を添付しなければならない。 |

| | |
| --- | --- |
| されている事項の全部を出力した書面若しくは当該事項の全部を記録した電磁的記録又は施行規則第七条の私署証書若しくは電磁的記録を添付しなければならない。 | |
| 3～11　（略） | 3～11　（略） |
| 別記 | 別記 |
| 第一号様式（第二条関係） | 第一号様式（第二条関係） |
| （A４） | （A４） |
| （略） | （略） |
| 注２　本申請書には、法第６条第２項第１号の債務名義の謄本（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものである場合にあっては、記録事項証明書）、同項第２号の公正証書の謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録又は施行規則第７条の私署証書若しくは電磁的記録を添付すること。 | 注２　本申請書には、法第６条第２項第１号の債務名義の謄本、同項第２号の公正証書の謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面若しくは当該事項の全部を記録した電磁的記録又は施行規則第７条の私署証書若しくは電磁的記録を添付すること。 |
| 第六号様式（第十八条関係） | 第六号様式（第十八条関係） |
| （A４） | （A４） |
| （略） | （略） |
| 注２　本申請書には、法第14条第２項第１号の債務名義の謄本（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものである場合にあっては、記録事項証明書）、同項第２号の公正証書の謄本、当該公正証書に記録されている | 注２　本申請書には、法第14条第２項第１号の債務名義の謄本、同項第２号の公正証書の謄本、当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面若しくは当該事項の全部を記録した電磁的記録又は施行規則第18条の私署証書若しくは電磁的記録を添付すること。 |

| | |
|---|---|
| 事項の全部を出力した書面若しくは当該事項の全部を記録した電磁的記録又は施行規則第18条の私署証書若しくは電磁的記録を添付すること。 | |

**附　則**

この省令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

**○財務省令第四十三号**

民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行に伴い、及び予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十三条の規定に基づき、民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令を次のように定める。

令和八年五月二十日

財務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令

民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十五年財務省令第百六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 歳入徴収官及び歳入徴収官代理は、当事者、事件の関係人又はその他の者が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条、第三条の二又は第七条の規定による手数料を同法第八条第一項本文又は第二項ただし書きの規定により納付する場合は、別紙書式の納付書により納付させるものとする。ただし、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十第一項に規定する申立て等を行ったことにより得られた納付情報により納付させる場合を除く。 | 歳入徴収官及び歳入徴収官代理は、当事者、事件の関係人又はその他の者が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条、第三条の二又は第七条の規定による手数料を同法第八条ただし書きの規定により納付する場合は、別紙書式の納付書により納付させるものとする。ただし、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十第一項に規定する申立て等を行ったことにより得られた納付情報により納付させる場合を除く。 |

**附　則**

この省令は、令和八年五月二十一日から施行する。

**○農林水産省令第四十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、土地改良法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

土地改良法施行規則等の一部を改正する省令

（土地改良法施行規則の一部改正）

**第一条**　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （書類の送付に代わる公告）<br>**第九十条**　法第百十二条の規定による公告は、五日間、送付すべき書類の要旨（以下この条において「書類の要旨」という。）をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、書類の要旨が記載された書面を土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の属する市町村（以下この条において単に「市町村」という。）の事務所の掲示場に掲示し、又は書類の要旨を市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてしなければならない。<br>2　前項のインターネットを利用する方法は、市町村の使用に係る電子計算機と書類の要旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市町村の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第一号において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。<br>一　市町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書類の要旨を当該書類の要旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの<br>二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの<br>3　第一項の書類は、公告をした日から十日間、市町村の事務所において縦覧に供しなければならない。 | （書類の送附に代る公告）<br>**第九十条**　法第百十二条の規定による公告は、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間送付すべき書類の要旨を掲示してしなければならない。<br>（新設）<br>2　前項の書類は、公告をした日から十日間当該事務所において縦覧に供しなければならない。 |

（森林病害虫等防除法施行規則の一部改正）

**第二条**　森林病害虫等防除法施行規則（昭和二十五年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （命令書の交付に代わる公告）<br>**第二条**　法第三条第十項（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、交付すべき命令書（以下「命令書」という。）の内容をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、命令書の内容が記載された書面を法第三条第五項第一号の区域の属する市町村又は特別区（以下この条において単に「市町村」という。）の事務所の掲示場に掲示し、又は命令書の内容を市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてしなければならない。<br>２　前項のインターネットを利用する方法は、市町村の使用に係る電子計算機と命令書の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市町村の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第一号において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。<br>一　市町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された命令書の内容を当該内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの<br>二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの | （命令書の交付に代わる公告）<br>**第二条**　法第三条第十項（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、法第三条第五項第一号の区域の属する市町村又は特別区の事務所の掲示場に交付すべき命令書の内容を掲示してしなければならない。<br>（新設） |

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

**第三条**　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （書類の送付に代わる公告）<br>**第十三条**　法第十三条の五において準用する土地改良法第百十二条の規定による公告は、五日間、送付すべき書類の要旨（以下この条において「書類の要旨」という。）をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、書類の要旨が記載された書面を市町村の事務所の掲示場に掲示し、又は書類の要旨を市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてしなければならない。<br>２　前項のインターネットを利用する方法は、市町村の使用に係る電子計算機と書類の要旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市町村の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第一号において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。<br>一　市町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書類の要旨を当該書類の要旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの<br>二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの<br>３　第一項の書類は、公告をした日から十日間、市町村の事務所において縦覧に供しなければならない。 | （書類の送付に代わる公告）<br>**第十三条**　法第十三条の五において準用する土地改良法第百十二条の規定による公告は、市町村の事務所の掲示場に五日間送付すべき書類の要旨を掲示してしなければならない。<br>（新設）<br>２　前項の書類は、公告した日から十日間当該事務所において縦覧に供しなければならない。 |

（集落地域整備法施行規則の一部改正）

**第四条**　集落地域整備法施行規則（昭和六十三年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （書類の送付に代わる公告）<br>**第十六条**　法第十二条において準用する土地改良法第百十二条の規定による公告は、五日間、送付すべき書類の要旨（以下この条において「書類の要旨」という。）をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、書類の要旨が記載された書面を市町村の事務所の掲示場に掲示し、又は書類の要旨を市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてしなければならない。<br>2　前項のインターネットを利用する方法は、市町村の使用に係る電子計算機と書類の要旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市町村の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第一号において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。<br>一　市町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書類の要旨を当該書類の要旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの<br>二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの<br>3　第一項の書類は、公告をした日から十日間、市町村の事務所において縦覧に供しなければならない。 | （書類の送付に代わる公告）<br>**第十六条**　法第十二条において準用する土地改良法第百十二条の規定による公告は、市町村の事務所の掲示場に五日間送付すべき書類の要旨を掲示してしなければならない。<br>（新設）<br>2　前項の書類は、公告した日から十日間当該事務所において縦覧に供しなければならない。 |

（漁業法施行規則の一部改正）

**第五条**　漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （公示送達の方法）<br>**第二十七条の二**　令第九条第一項において読み替えて準用する農林水産省令で定める方法は、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の使用に係る電子計算機と同項において読み替えて準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第四項に規定する公示事項（以下この条において単に「公示事項」という。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第一号において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。<br>一　海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの<br>二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの | （新設） |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の次に掲げる省令の規定は、この省令の施行の日以後にする公示又は公告について適用し、同日前にした公示又は公告については、なお従前の例による。

一　土地改良法施行規則第九十条第一項及び第二項

二　森林病害虫等防除法施行規則第二条

三　農業振興地域の整備に関する法律施行規則第十三条第一項及び第二項

四　集落地域整備法施行規則第十六条第一項及び第二項

五　漁業法施行規則第二十七条の二

**○農林水産省国土交通省令第二号**

農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）第十一条及び市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第六条において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十二条の規定を実施するため、農住組合法施行規則及び市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之

農住組合法施行規則及び市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令

（農住組合法施行規則の一部改正）

**第一条**　農住組合法施行規則（昭和五十六年総理府・農林水産省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （書類の送付に代わる公告） | （書類の送付に代わる公告） |
| **第七条**　法第十一条において準用する土地改良法第百十二条の規定による公告は、五日間、送付すべき書類の要旨（以下この条において「書類の要旨」という。）をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、書類の要旨が記載された書面を交換分合をすべき土地の属する市町村（以下この条において単に「市町村」という。）の事務所の掲示場に掲示し、又は書類の要旨を市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてしなければならない。 | **第七条**　法第十一条において準用する土地改良法第百十二条の規定による公告は、交換分合をすべき土地の属する市町村の事務所の掲示場に五日間送付すべき書類の要旨を掲示してしなければならない。 |
| 2　前項のインターネットを利用する方法は、市町村の使用に係る電子計算機と書類の要旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市町村の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。第一号において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。 | （新設） |
| 一　市町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書類の要旨を当該書類の要旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの | |
| 二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの | |
| 3　第一項の書類は、公告をした日から十日間、市町村の事務所において縦覧に供しなければならない。 | |

（市民農園整備促進法施行規則の一部改正）

**第二条**　市民農園整備促進法施行規則（平成二年農林水産省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （書類の送付に代わる公告） | （書類の送付に代わる公告） |
| **第六条**　法第六条において準用する土地改良法第百十二条の規定による公告は、五日間、送付すべき書類の要旨（以下この条において「書類の要旨」という。）をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、書類の要旨が記載された書面を市町村の事務所の掲示場に掲示し、又は書類の要旨を市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてしなければならない。 | **第六条**　法第六条において準用する土地改良法第百十二条の規定による公告は、市町村の事務所の掲示場に五日間送付すべき書類の要旨を掲示してしなければならない。 |
| 2　前項のインターネットを利用する方法は、市町村の使用に係る電子計算機と書類の要旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市町村の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信 | （新設） |

できる機能を備えたものに限る。第一号において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　市町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書類の要旨を当該書類の要旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

3　第一項の書類は、公告をした日から十日間、市町村の事務所において縦覧に供しなければならない。

2　前項の書類は、公告をした日から十日間当該事務所において縦覧に供しなければならない。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農住組合法施行規則第七条及び市民農園整備促進法施行規則第六条の規定は、この省令の施行の日以後にする公告について適用し、同日前にした公告については、なお従前の例による。

**○経済産業省令第四十九号**

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和七年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）の施行に伴い、及び割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の五十六第一項第一号の規定に基づき、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年五月二十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

割賦販売法施行規則の一部を改正する省令

割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （基礎特定信用情報に含まれる事項） | （基礎特定信用情報に含まれる事項） |
| **第百十八条**　法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。 | **第百十八条**　法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。 |
| 一～四　（略） | 一～四　（略） |
| 五　加入包括信用購入あつせん業者が本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書、同規則第七条第一号イに規定する運転免許証等、在留カード若しくは特別永住者証明書又は同号ハに規定する在留カード若しくは特別永住者証明書をいう。以下この号及び次号において同じ。）を用いて犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定による確認（同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）を行つた場合には、当該本人確認書類の本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号 | 五　本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）第六条第一項第二号に規定する旅券等若しくは船舶観光上陸許可書、同規則第七条第一号イに規定する運転免許証等、在留カード若しくは特別永住者証明書又は同号ハに規定する在留カード若しくは特別永住者証明書をいう。以下この号において同じ。）に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号（加入包括信用購入あつせん業者が、本人確認書類の提示を受ける方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第一号イ、ホ、ヘ、ト若しくはヌに掲げる方法により犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項の規定による確認（同項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）を行つた場合又は加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示若しくは本人確認書類に記載されている本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。）には、当該本人確認書類の本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号 |
| 六　加入個別信用購入あつせん業者が本人確認書類の提示又は本人確認書類の本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号の通知を受けた場合（個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を通じた加入個別信用購入あつせん業者への提示又は通知を含む。）には、当該本人確認書類の本人を特定するに足りる番号、記号その他の符号 | （新設） |
| 2・3　（略） | 2・3　（略） |

**附　則**

この省令は、令和九年四月一日から施行する。

# 法　規　的　告　示

○内閣府告示第七十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | | |
|---|---|---|
| 第１　食品<br>A　食品一般の成分規格<br>［１～５　略］<br>６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑮までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。<br>⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度 | | |
| 第１欄 | 第２欄 | 第３欄 |
| ［略］ | | |
| イソキサフルトール | ［略］ | ［略］ |
| イソシクロセラム | とうもろこし | 0.01ppm |
| | 大豆 | 0.2ppm |
| | ばれいしょ | 0.01ppm |
| | だいこん類の根 | 0.03ppm |
| | だいこん類の葉 | 6 ppm |
| | はくさい | 0.3ppm |
| | キャベツ | 4 ppm |
| | 芽キャベツ | 2 ppm |
| | カリフラワー | 0.5ppm |
| | ブロッコリー | 0.7ppm |
| | その他のあぶらな科野菜 | 0.3ppm |
| | レタス | 0.5ppm |
| | たまねぎ | 0.01ppm |
| | ねぎ | 0.2ppm |

| 改正前 | | |
|---|---|---|
| 第１　食品<br>A　食品一般の成分規格<br>［１～５　略］<br>６　５の規定にかかわらず、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、⑵の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、⑴の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、⑶から⑮までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。<br>⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度 | | |
| 第１欄 | 第２欄 | 第３欄 |
| ［略］ | | |
| イソキサフルトール | ［略］ | ［略］ |
| ［項を加える。］ | | |

| | |
|---|---|
| にんにく | 0.01ppm |
| にら | 0.2ppm |
| わけぎ | 0.2ppm |
| その他のゆり科野菜 | 0.2ppm |
| トマト | 0.6ppm |
| ピーマン | 1 ppm |
| なす | 0.3ppm |
| その他のなす科野菜 | 0.6ppm |
| きゅうり | 0.2ppm |
| かぼちゃ | 0.1ppm |
| しろうり | 0.2ppm |
| すいか（果皮を含む。） | 0.1ppm |
| メロン類果実（果皮を含む。） | 0.2ppm |
| まくわうり（果皮を含む。） | 0.2ppm |
| その他のうり科野菜 | 0.1ppm |
| みかん（外果皮を含む。） | 0.5ppm |
| なつみかんの果実全体 | 0.5ppm |
| レモン | 0.5ppm |
| オレンジ | 0.5ppm |
| グレープフルーツ | 0.5ppm |
| ライム | 0.5ppm |
| その他のかんきつ類果実 | 0.5ppm |
| りんご | 0.4ppm |
| 日本なし | 0.4ppm |
| 西洋なし | 0.4ppm |
| マルメロ | 0.4ppm |
| びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。） | 0.4ppm |
| もも（果皮及び種子を含む。） | 0.3ppm |
| ネクタリン | 0.3ppm |
| あんず | 0.3ppm |
| すもも | 0.4ppm |
| うめ | 0.3ppm |
| おうとう | 1 ppm |

| | | |
|---|---|---|
| | かき | 0.4ppm |
| | その他の果実 | 0.4ppm |
| | 綿実 | 0.5ppm |
| | 茶 | 15ppm |
| | コーヒー豆 | 0.04ppm |
| | その他のスパイス | ２ppm |
| | その他のハーブ | 0.2ppm |
| | 牛の筋肉 | 0.01ppm |
| | 豚の筋肉 | 0.01ppm |
| | その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 | 0.01ppm |
| | 牛の脂肪 | 0.2ppm |
| | 豚の脂肪 | 0.2ppm |
| | その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 | 0.2ppm |
| | 牛の肝臓 | 0.1ppm |
| | 豚の肝臓 | 0.1ppm |
| | その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 | 0.1ppm |
| | 牛の腎臓 | 0.03ppm |
| | 豚の腎臓 | 0.03ppm |
| | その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 | 0.03ppm |
| | 牛の食用部分 | 0.1ppm |
| | 豚の食用部分 | 0.1ppm |
| | その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 | 0.1ppm |
| | 乳 | 0.03ppm |
| | はちみつ | 0.05ppm |
| | すもも（乾燥させたもの） | ２ppm |
| ［略］ | | |
| オキソリニック酸 | 米 | 0.01ppm |
| | とうもろこし | 0.01ppm |
| | ばれいしょ | 0.2ppm |
| | さといも類 | 0.02ppm |
| | こんにゃくいも | 0.5ppm |
| | だいこん類の根 | 0.07ppm |

| | | |
|---|---|---|
| | | |
| ［略］ | | |
| オキソリニック酸 | 米 | 0.3ppm |
| | とうもろこし | 0.01ppm |
| | ばれいしょ | 0.3ppm |
| | ［号を加える。］ | |
| | こんにゃくいも | 0.5ppm |
| | だいこん類の根 | 0.06ppm |

| | |
|---|---|
| だいこん類の葉 | 15ppm |
| はくさい | 2 ppm |
| キャベツ | 1 ppm |
| チンゲンサイ | 2 ppm |
| カリフラワー | 0.3ppm |
| ブロッコリー | 1 ppm |
| その他のあぶらな科野菜 | 5 ppm |
| エンダイブ | 1 ppm |
| レタス | 5 ppm |
| その他のきく科野菜 | 0.2ppm |
| たまねぎ | 0.1ppm |
| ねぎ | 3 ppm |
| にんにく | 0.05ppm |
| アスパラガス | 0.7ppm |
| その他のゆり科野菜 | 0.3ppm |
| にんじん | 0.2ppm |
| パセリ | 3 ppm |
| セロリ | 1 ppm |
| ピーマン | 3 ppm |
| かぼちゃ | 1 ppm |
| メロン類果実（果皮を含む。） | 0.8ppm |
| みかん（外果皮を含む。） | 5 ppm |
| なつみかんの果実全体 | 5 ppm |
| レモン | 5 ppm |
| オレンジ | 5 ppm |
| グレープフルーツ | 5 ppm |
| ライム | 5 ppm |
| その他のかんきつ類果実 | 5 ppm |
| 日本なし | 0.3ppm |
| 西洋なし | 0.3ppm |
| もも（果皮及び種子を含む。） | 5 ppm |
| ネクタリン | 1 ppm |
| あんず | 20ppm |

| | |
|---|---|
| だいこん類の葉 | 15ppm |
| はくさい | 2 ppm |
| キャベツ | 2 ppm |
| チンゲンサイ | 2 ppm |
| カリフラワー | 0.3ppm |
| ブロッコリー | 0.2ppm |
| その他のあぶらな科野菜 | 5 ppm |
| エンダイブ | 1 ppm |
| レタス | 6 ppm |
| その他のきく科野菜 | 0.2ppm |
| たまねぎ | 0.1ppm |
| ねぎ | 4 ppm |
| にんにく | 0.05ppm |
| アスパラガス | 0.7ppm |
| その他のゆり科野菜 | 0.3ppm |
| にんじん | 0.2ppm |
| パセリ | 3 ppm |
| セロリ | 1 ppm |
| ピーマン | 3 ppm |
| かぼちゃ | 2 ppm |
| ［号を加える。］ | |
| ［号を加える。］ | |
| ［号を加える。］ | |
| ［号を加える。］ | |
| ［号を加える。］ | |
| ［号を加える。］ | |
| ［号を加える。］ | |
| ［号を加える。］ | |
| 日本なし | 0.3ppm |
| 西洋なし | 0.3ppm |
| もも（果皮及び種子を含む。） | 5 ppm |
| ネクタリン | 1 ppm |
| あんず | 30ppm |

| | | |
|---|---|---|
| | すもも | 0.7ppm |
| | うめ | 20ppm |
| | 茶 | 20ppm |
| | その他のスパイス | 30ppm |
| | ［号を削る。］ | |
| | 牛の筋肉 | 0.1ppm |
| | 豚の筋肉 | 0.02ppm |
| | 牛の脂肪 | 0.07ppm |
| | 豚の脂肪 | 0.02ppm |
| | 牛の肝臓 | 0.2ppm |
| | 豚の肝臓 | 0.02ppm |
| | 牛の腎臓 | 0.6ppm |
| | 豚の腎臓 | 0.02ppm |
| | 牛の食用部分 | 0.09ppm |
| | 豚の食用部分 | 0.02ppm |
| | 鶏の筋肉 | 0.03ppm |
| | 鶏の脂肪 | 0.1ppm |
| | 鶏の肝臓 | 0.04ppm |
| | 鶏の腎臓 | 0.04ppm |
| | 鶏の食用部分 | 0.1ppm |
| | 魚介類（さけ目魚類に限る。） | 0.1ppm |
| | 魚介類（うなぎ目魚類に限る。） | 0.1ppm |
| | 魚介類（すずき目魚類に限る。） | 0.06ppm |
| | 魚介類（その他の魚類に限る。） | 0.05ppm |
| | ［号を削る。］ | |
| | はちみつ | 0.05ppm |
| ［略］ | | |
| キザロホップエチル及びキザロホップＰテフリル | 小麦 | 0.05ppm |
| | 大麦 | 0.05ppm |
| | そば | ３ppm |
| | 大豆 | 0.5ppm |
| | 小豆類 | 0.2ppm |
| | えんどう | 0.2ppm |

| | | |
|---|---|---|
| | すもも | 0.7ppm |
| | うめ | 30ppm |
| | 茶 | 20ppm |
| | ［号を加える。］ | |
| | その他のハーブ | ２ppm |
| | 牛の筋肉 | 0.1ppm |
| | 豚の筋肉 | 0.02ppm |
| | 牛の脂肪 | 0.05ppm |
| | 豚の脂肪 | 0.02ppm |
| | 牛の肝臓 | 0.1ppm |
| | 豚の肝臓 | 0.02ppm |
| | 牛の腎臓 | 0.1ppm |
| | 豚の腎臓 | 0.02ppm |
| | 牛の食用部分 | 0.1ppm |
| | 豚の食用部分 | 0.02ppm |
| | 鶏の筋肉 | 0.03ppm |
| | 鶏の脂肪 | 0.1ppm |
| | 鶏の肝臓 | 0.04ppm |
| | 鶏の腎臓 | 0.04ppm |
| | 鶏の食用部分 | 0.1ppm |
| | 魚介類（さけ目魚類に限る。） | 0.1ppm |
| | 魚介類（うなぎ目魚類に限る。） | 0.1ppm |
| | 魚介類（すずき目魚類に限る。） | 0.06ppm |
| | 魚介類（その他の魚類に限る。） | 0.05ppm |
| | 魚介類（甲殻類に限る。） | 0.03ppm |
| | ［号を加える。］ | |
| ［略］ | | |
| キザロホップエチル及びキザロホップＰテフリル | 小麦 | 0.05ppm |
| | 大麦 | 0.05ppm |
| | そば | ３ppm |
| | 大豆 | 0.5ppm |
| | 小豆類 | 0.1ppm |
| | えんどう | 0.2ppm |

| | |
|---|---|
| そら豆 | 0.2ppm |
| らっかせい | 0.02ppm |
| その他の豆類 | 0.2ppm |
| ばれいしょ | 0.1ppm |
| かんしょ | 0.03ppm |
| やまいも | 0.05ppm |
| てんさい | 0.1ppm |
| だいこん類の根 | 0.2ppm |
| だいこん類の葉 | 10ppm |
| はくさい | 0.02ppm |
| キャベツ | 0.3ppm |
| ［号を削る。］ | |
| ブロッコリー | 0.7ppm |
| ごぼう | 0.02ppm |
| たまねぎ | 0.02ppm |
| アスパラガス | 0.02ppm |
| にんじん | 0.05ppm |
| セロリ | 0.1ppm |
| ［号を削る。］ | |
| ［号を削る。］ | |
| ［号を削る。］ | |
| すいか | 0.02ppm |
| ［号を削る。］ | |
| 未成熟えんどう | 0.05ppm |
| 未成熟いんげん | 0.2ppm |
| えだまめ | 0.3ppm |
| ［号を削る。］ | |
| みかん（外果皮を含む。） | 0.01ppm |
| なつみかんの果実全体 | 0.01ppm |
| レモン | 0.01ppm |
| オレンジ | 0.01ppm |
| グレープフルーツ | 0.01ppm |
| ライム | 0.01ppm |

| | |
|---|---|
| そら豆 | 0.2ppm |
| らっかせい | 0.02ppm |
| その他の豆類 | 0.2ppm |
| ばれいしょ | 0.1ppm |
| かんしょ | 0.05ppm |
| やまいも | 0.05ppm |
| てんさい | 0.1ppm |
| だいこん類の根 | 0.2ppm |
| だいこん類の葉 | 10ppm |
| はくさい | 0.02ppm |
| キャベツ | 0.3ppm |
| カリフラワー | 0.05ppm |
| ブロッコリー | 0.7ppm |
| ごぼう | 0.02ppm |
| たまねぎ | 0.02ppm |
| アスパラガス | 0.02ppm |
| にんじん | 0.05ppm |
| セロリ | 0.1ppm |
| トマト | 0.02ppm |
| きゅうり | 0.02ppm |
| かぼちゃ | 0.02ppm |
| すいか | 0.02ppm |
| メロン類果実（果皮を含む。） | 0.02ppm |
| 未成熟えんどう | 0.05ppm |
| 未成熟いんげん | 0.2ppm |
| えだまめ | 0.3ppm |
| その他の野菜 | 0.02ppm |
| みかん（外果皮を含む。） | 0.01ppm |
| なつみかんの果実全体 | 0.01ppm |
| レモン | 0.01ppm |
| オレンジ | 0.01ppm |
| グレープフルーツ | 0.01ppm |
| ライム | 0.01ppm |

| | |
|---|---|
| その他のかんきつ類果実 | 0.01ppm |
| りんご | 0.01ppm |
| もも（果皮及び種子を含む。） | 0.01ppm |
| いちご | 0.02ppm |
| ぶどう | 0.01ppm |
| かき | 0.01ppm |
| パイナップル | 0.05ppm |
| ひまわりの種子 | 3 ppm |
| べにばなの種子 | 3 ppm |
| 綿実 | 0.05ppm |
| なたね | 3 ppm |
| その他のオイルシード | 0.05ppm |
| 茶 | 0.05ppm |
| その他のスパイス | 0.01ppm |
| その他のハーブ | 2 ppm |
| 牛の筋肉 | 0.02ppm |
| 豚の筋肉 | 0.02ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 | 0.02ppm |
| 牛の脂肪 | 0.05ppm |
| 豚の脂肪 | 0.05ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 | 0.05ppm |
| 牛の肝臓 | 0.05ppm |
| 豚の肝臓 | 0.05ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 | 0.05ppm |
| 牛の腎臓 | 0.05ppm |
| 豚の腎臓 | 0.05ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 | 0.05ppm |
| 牛の食用部分 | 0.05ppm |
| 豚の食用部分 | 0.05ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 | 0.05ppm |
| 乳 | 0.01ppm |
| 鶏の筋肉 | 0.02ppm |
| その他の家きんの筋肉 | 0.02ppm |

| | |
|---|---|
| その他のかんきつ類果実 | 0.01ppm |
| りんご | 0.01ppm |
| もも（果皮及び種子を含む。） | 0.01ppm |
| いちご | 0.02ppm |
| ぶどう | 0.01ppm |
| かき | 0.01ppm |
| パイナップル | 0.05ppm |
| ひまわりの種子 | 3 ppm |
| べにばなの種子 | 3 ppm |
| 綿実 | 0.05ppm |
| なたね | 1 ppm |
| その他のオイルシード | 0.05ppm |
| ［号を加える。］ | |
| その他のスパイス | 0.01ppm |
| その他のハーブ | 2 ppm |
| 牛の筋肉 | 0.02ppm |
| 豚の筋肉 | 0.02ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 | 0.02ppm |
| 牛の脂肪 | 0.05ppm |
| 豚の脂肪 | 0.05ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 | 0.05ppm |
| 牛の肝臓 | 0.05ppm |
| 豚の肝臓 | 0.05ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 | 0.05ppm |
| 牛の腎臓 | 0.05ppm |
| 豚の腎臓 | 0.05ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 | 0.05ppm |
| 牛の食用部分 | 0.05ppm |
| 豚の食用部分 | 0.05ppm |
| その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 | 0.05ppm |
| 乳 | 0.01ppm |
| 鶏の筋肉 | 0.02ppm |
| その他の家きんの筋肉 | 0.02ppm |

| | | |
|---|---|---|
| | 鶏の脂肪 | 0.05ppm |
| | その他の家きんの脂肪 | 0.05ppm |
| | 鶏の肝臓 | 0.05ppm |
| | その他の家きんの肝臓 | 0.05ppm |
| | 鶏の腎臓 | 0.05ppm |
| | その他の家きんの腎臓 | 0.05ppm |
| | 鶏の食用部分 | 0.05ppm |
| | その他の家きんの食用部分 | 0.05ppm |
| | 鶏の卵 | 0.02ppm |
| | その他の家きんの卵 | 0.02ppm |
| | 魚介類 | 0.1ppm |
| | はちみつ | 0.05ppm |
| ［略］ | | |
| ピフルブミド | 小豆類 | 0.2ppm |
| | その他のあぶらな科野菜（たかなを除く。） | 15ppm |
| | その他のきく科野菜 | 15ppm |
| | アスパラガス | 1 ppm |
| | その他のゆり科野菜 | 15ppm |
| | ピーマン | 1 ppm |
| | なす | 0.5ppm |
| | その他のなす科野菜 | 15ppm |
| | きゅうり | 0.5ppm |
| | すいか（果皮を含む。） | 0.2ppm |
| | メロン類果実（果皮を含む。） | 0.5ppm |
| | 未成熟いんげん | 1 ppm |
| | その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。） | 15ppm |
| | みかん（外果皮を含む。） | 1 ppm |
| | なつみかんの果実全体 | 1 ppm |
| | レモン | 0.7ppm |
| | オレンジ | 1 ppm |
| | グレープフルーツ | 1 ppm |
| | ライム | 0.7ppm |

| | | |
|---|---|---|
| | 鶏の脂肪 | 0.05ppm |
| | その他の家きんの脂肪 | 0.05ppm |
| | 鶏の肝臓 | 0.05ppm |
| | その他の家きんの肝臓 | 0.05ppm |
| | 鶏の腎臓 | 0.05ppm |
| | その他の家きんの腎臓 | 0.05ppm |
| | 鶏の食用部分 | 0.05ppm |
| | その他の家きんの食用部分 | 0.05ppm |
| | 鶏の卵 | 0.02ppm |
| | その他の家きんの卵 | 0.02ppm |
| | 魚介類 | 0.1ppm |
| | はちみつ | 0.05ppm |
| ［略］ | | |
| ピフルブミド | 小豆類 | 0.3ppm |
| | ［号を加える。］ | |
| | ［号を加える。］ | |
| | アスパラガス | 1 ppm |
| | ［号を加える。］ | |
| | ピーマン | 1 ppm |
| | なす | 0.7ppm |
| | ［号を加える。］ | |
| | きゅうり | 0.5ppm |
| | すいか（果皮を含む。） | 0.3ppm |
| | メロン類果実（果皮を含む。） | 0.5ppm |
| | 未成熟いんげん | 2 ppm |
| | ［号を加える。］ | |
| | みかん（外果皮を含む。） | 2 ppm |
| | なつみかんの果実全体 | 2 ppm |
| | レモン | 2 ppm |
| | オレンジ | 2 ppm |
| | グレープフルーツ | 2 ppm |
| | ライム | 2 ppm |

| | | |
|---|---|---|
| | その他のかんきつ類果実 | 1 ppm |
| | りんご | 1 ppm |
| | 日本なし | 0.5ppm |
| | 西洋なし | 0.5ppm |
| | もも（果皮及び種子を含む。） | 2 ppm |
| | ネクタリン | 0.7ppm |
| | あんず | 3 ppm |
| | すもも | 0.3ppm |
| | うめ | 3 ppm |
| | おうとう | 2 ppm |
| | いちご | 1 ppm |
| | ぶどう | 2 ppm |
| | かき | 0.5ppm |
| | パッションフルーツ | 1 ppm |
| | その他の果実 | 1 ppm |
| | 茶 | 80ppm |
| | その他のスパイス | 6 ppm |
| | その他のハーブ | 25ppm |
| | はちみつ | 0.05ppm |
| ［略］ | | |
| フェンメディファム | てんさい | 0.01ppm |
| | ほうれんそう | 0.3ppm |
| ［略］ | | |
| ベンジルアデニン | アスパラガス | 0.1ppm |
| | かぼちゃ | 0.03ppm |
| | すいか | 0.02ppm |
| | みかん（外果皮を含む。） | 0.1ppm |
| | りんご | 0.03ppm |
| | ぶどう | 0.01ppm |
| | その他のスパイス | 0.2ppm |
| | はちみつ | 0.05ppm |
| ［略］ | | |

| | | |
|---|---|---|
| | その他のかんきつ類果実 | 2 ppm |
| | りんご | 1 ppm |
| | 日本なし | 0.7ppm |
| | 西洋なし | 0.7ppm |
| | もも（果皮及び種子を含む。） | 3 ppm |
| | ネクタリン | 0.7ppm |
| | あんず | 3 ppm |
| | すもも | 0.3ppm |
| | うめ | 3 ppm |
| | おうとう | 3 ppm |
| | いちご | 1 ppm |
| | ぶどう | 2 ppm |
| | かき | 0.5ppm |
| | ［号を加える。］ | |
| | その他の果実 | 1 ppm |
| | 茶 | 50ppm |
| | その他のスパイス | 5 ppm |
| | その他のハーブ | 25ppm |
| | ［号を加える。］ | |
| ［略］ | | |
| フェンメディファム | てんさい | 0.1ppm |
| | ほうれんそう | 0.5ppm |
| ［略］ | | |
| ベンジルアデニン（ベンジルアミノプリンをいう。） | アスパラガス | 0.3ppm |
| | かぼちゃ | 0.05ppm |
| | すいか | 0.02ppm |
| | みかん | 0.1ppm |
| | りんご | 0.05ppm |
| | ぶどう | 0.02ppm |
| | その他のスパイス | 0.2ppm |
| | ［号を加える。］ | |
| ［略］ | | |

［(2)～(15)　略］
［７～12　略］
［Ｂ～Ｄ　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この告示は、告示の日から施行する。ただし、米、ばれいしょ、キャベツ、レタス、ねぎ、かぼちゃ、あんず、うめ、その他のハーブ、牛の食用部分及び魚介類（甲殻類に限る。）に残留するオキソリニック酸の量の限度、かんしょ、カリフラワー、トマト、きゅうり、かぼちゃ、メロン類果実（果皮を含む。）及びその他の野菜に残留するキザロホップエチル及びキザロホップＰテフリルの量の限度、小豆類、なす、すいか（果皮を含む。）、未成熟いんげん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、日本なし、西洋なし、もも（果皮及び種子を含む。）及びおうとうに残留するピフルブミドの量の限度、てんさい及びほうれんそうに残留するフェンメディファムの量の限度並びにアスパラガス、かぼちゃ、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご及びぶどうに残留するベンジルアデニンの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して１年を経過した日から施行する。

## その他告示

**○国土交通省告示第六百二十八号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十日　　国土交通大臣　金子　恭之

| 路線名 | 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|---|
| 中国縦貫自動車道 | 美祢市伊佐町伊佐字城山一一五二六番１七七から同市伊佐町堀越字洗川一〇九七八番二三まで | 前 | 最大 一五六（メートル）<br>最小 一二八（メートル） | 七九〇 |
| | | 後 | 最大 一五六<br>最小 一二八 | |

**○国土交通省告示第六百二十九号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年五月二十日　　国土交通大臣　金子　恭之

| 事業場の名称 | 事業場の所在地 | 認定に係る物件の範囲 | 有効期間 |
|---|---|---|---|
| ナカシマプロペラ株式会社　岡山工場 | 岡山県岡山市東区上道北方688番地の１ | プロペラ（固定ピッチプロペラにあっては直径5,000ミリメートル以下のものに限る。） | 令和８年５月13日から令和13年５月12日まで |

**○国土交通省告示第六百三十号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の改造修理工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年五月二十日　　国土交通大臣　金子　恭之

| 事業場の名称 | 事業場の所在地 | 認定に係る物件の範囲 | 限定事項 | 有効期間 |
|---|---|---|---|---|
| ナカシマプロペラ株式会社　岡山工場 | 岡山県岡山市東区上道北方688番地の１ | プロペラ（固定ピッチプロペラにあっては直径5,000ミリメートル以下のもの、可変ピッチプロペラにあってはプロペラの羽根に限る。） | 修理工事に限る。 | 令和８年５月13日から令和13年５月12日まで |

［(2)～(15)　略］
［７～12　略］
［Ｂ～Ｄ　略］

## 官庁報告

**基本測量関係事項公告**

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月20日　　国土交通大臣　金子　恭之

| 種類 | 縮尺 | 実施時期 | 提供範囲 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 火山土地条件図 | ２万分１ | 令和８年 | 恵山 | 令和７～８年調査・編集、Ａ２判 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 鶴見岳・伽藍岳 | 令和７～８年調査・編集、多色、Ａ２判 |
| 備考　地図の刊行日　令和８年５月21日 | | | | |

| 種類 | 実施時期 | 提供範囲 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 火山土地条件図　画像データ | 令和８年 | 恵山 | 25000以下 |
| 〃 | 〃 | 鶴見岳・伽藍岳 | 令和７～８年調査・編集 |
| 火山土地条件図　数値データ（火山地形分類） | 20000 | 恵山 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 鶴見岳・伽藍岳 | 〃 |
| 地理院タイル（火山土地条件図　画像データ） | ズームレベル10～16 | 〃 | 恵山 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 鶴見岳・伽藍岳 | 〃 |

備考　地図の提供開始日　令和８年５月21日

上記は、測量法第27条第２項に基づき、インターネットによる提供を行う。

# 公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

## 出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和８年５月20日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

| 亡失証書記号番号 | 交付年月日 | 亡失者氏名 | 亡失年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 京博Ａ第1088号 | 昭和32年６月３日 | 大橋　寛治 | 令和８年４月20日 | |
| 京博Ｂ第525号 | 昭和29年３月15日 | 大橋　寛治 | 令和８年４月20日 | |
| 京博Ｂ第933号 | 昭和32年６月３日 | 大橋　寛治 | 令和８年４月20日 | |
| 京博Ｂ第934号 | 昭和32年６月３日 | 大橋　寛治 | 令和８年４月20日 | |
| 京博Ｂ第2061号 | 平成15年１月24日 | 大橋　寛治 | 令和８年４月20日 | |
| 京博Ｂ第2062号 | 平成15年１月24日 | 大橋　寛治 | 令和８年４月20日 | |

## 型式適合認定に関する公示

**一般財団法人日本建築設備・昇降機センター公示第型 33 号**

建築基準法第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、同法施行規則第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、認定を受けた者の氏名又は名称、認定年月日及び認定番号を次のとおり公示する。

令和８年５月20日

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
理事長　坂本　　努

建築基準法施行令第136条の２の11第二号に掲げる建築物の部分

シティーリフト株式会社、シティーリフトかわさき株式会社

令和７年12月26日

型05Gfe010402　型05Gfe010403
型05Gfe010404

令和８年２月24日

型05Gfe010405　型05Gfe010406
型05Gfe010407

令和８年３月17日

型05Gfe010408　型05Gfe010409
型05Gfe010410

三菱電機ビルソリューションズ株式会社

令和８年３月17日　型05Gab090411

## 型式部材等製造者の認証に関する公示

**一般財団法人日本建築設備・昇降機センター公示第製 22 号**

建築基準法第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証の更新を行ったので、同法施行規則第10条の５の７第１項の規定に基づき、型式部材等の種類、認証を受けた者の氏名又は名称、認証年月日及び認証番号を次のとおり公示する。

令和８年５月20日

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター
理事長　坂本　　努

建築基準法施行令第136条の２の11第二号に掲げる建築物の部分

三菱日立ホームエレベーター株式会社

令和７年12月26日

製240505Gcc020360　製240505Gcc030361
製240505Gcc020362　製240505Gcc020363
製240505Gcc020364　製240505Gbc030365
製240505Gbc030366　製240505Gcc030368
製240505Gcc030369　製240505Gbc030370
製240505Gcc030371　製240505Gcc030372
製240505Gcc020373　製240505Gcc020374
製240505Gab030375

## 会社その他の公告

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

札幌市南区真駒内南町四丁目三番五―七〇二号
株式会社ワークス
代表清算人　佐藤　文昭

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

青森県弘前市大字文京町一〇―一〇弐番館二〇二号室
日本株式会社
代表清算人　陳　　香蓮

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岩手県盛岡市菜園一丁目三一六農林会館八階
Ｓｉｄｅ　Ｕ合同会社
清算人　戸田　節子

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

札幌市南区真駒内南町四丁目三番五―七〇二号
株式会社ワークス
代表清算人　佐藤　文昭

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

青森県弘前市大字文京町一〇―一〇弐番館二〇二号室
日本株式会社
代表清算人　陳　　香蓮

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岩手県盛岡市菜園一丁目三一六農林会館八階
Ｓｉｄｅ　Ｕ合同会社
清算人　戸田　節子

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

札幌市南区真駒内南町四丁目三番五―七〇二号
株式会社ワークス
代表清算人　佐藤　文昭

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

福島県相馬郡新地町駒ケ嶺字紙衣沢二六番地
株式会社新栄建設
代表清算人　大久　裕美

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

宮城県仙台市青葉区中央二丁目一番五号
青葉２１ビル七階
株式会社Ｔｈｉｎｋ―Ｔａｎｋ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ｗｏｒｌｄ
代表清算人　佐藤　郁雄

**解散公告**

当社は、令和八年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山形県米沢市大字李山四六四〇番地
有限会社成田組
清算人　成田　豊英

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岩手県八幡平市石名坂二四番地の七
有限会社成田組
清算人　成田　豊英

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権をお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

宮城県仙台市青葉区中央二丁目一番五号
青葉２１ビル七階
株式会社Ｔｈｉｎｋ―Ｔａｎｋ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ｗｏｒｌｄ
代表清算人　佐藤　郁雄

**解散公告**

当社は、令和八年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山形県米沢市大字李山四六四〇番地
有限会社成田組
清算人　成田　豊英

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岩手県八幡平市石名坂二四番地の七
有限会社成田組
清算人　成田　豊英

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

茨城県牛久市新地町三八四番地二

有限会社丸栄興業

清算人　髙島　晃一

**解散公告**

当社は、令和八年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

栃木県足利市伊勢町三丁目一番地一二

株式会社栃木スタジオシティプランニング

代表清算人　小佐野　保

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

群馬県館林市朝日町七番二号

アイ・ティヒロウラ有限会社

清算人　廣浦　信行

**解散公告**

当社は、令和八年四月八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

埼玉県三郷市三郷一丁目三番地六ザ・パークハウス三郷二〇六号

合同会社ＴＭＣｌａｙ

代表清算人　中尾　大輝

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

埼玉県蓮田市東六丁目五番二一号

有限会社折原建設

代表清算人　折原　恵子

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

埼玉県幸手市東二丁目六番地四号ＴＫＧビル

有限会社デコレーション

清算人　髙木　宏昌

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

埼玉県さいたま市南区内谷六丁目九番二三号

有限会社アクティブ

清算人　外山　勝敏

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

埼玉県加須市馬内五二四番地

株式会社岩井商店

代表清算人　岩井　敏子

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

埼玉県さいたま市岩槻区本町四丁目一〇番八号

シェリー株式会社

代表清算人　ガンター・ジョセフ・オルブリッヒ

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

千葉市中央区長洲二丁目二一番一号二〇七号

有限会社長洲興産

清算人　鎗田　薫

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都中央区湊一丁目九番二号

株式会社アクセスアップ

代表清算人　吉田　京二

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都目黒区東山一丁目三〇番一七号

有限会社春日産業

清算人　小山　京助

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都江戸川区一之江一丁目三番一七号

株式会社マクロス

代表清算人　日下部信男

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都千代田区紀尾井町三番三三号

株式会社リブラット

代表清算人　藤本　博史

**解散公告**

当社は解散いたしましたので、当社に対し債権をお持ちの方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出のないときは、清算から除斥されます。

令和八年五月二十日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

ヨロズリファクタリング株式会社

代表清算人　春田　拓海

**解散公告**

当社は、令和八年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都墨田区亀沢四丁目一〇番一〇―六〇二号

エクスパンド株式会社

代表清算人　金　秀才

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

ナインアワーズプロパティファンド４号

合同会社

清算人　平野　和俊

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十九日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階

合同会社Ｔａｃｔｉｃｓ

清算人　和気　大河

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都世田谷区代田三丁目三一番五号ミントハウス一〇二

株式会社友彩不動産相談事務所

代表清算人　**廣**田　隆之

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都西東京市田無町四丁目八番二七号武蔵野ウイング一〇一　エコナサービス株式会社

代表清算人　綾城　広道

**解散公告**

当社は、社員総会の決議により令和八年五月十五日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都港区南青山四丁目二一番二六号リュエル青山Ｃ棟Ｂ一細谷総合会計事務所内

ＫＩＣ酒々井特定目的会社

代表清算人　細谷晋一郎

**解散公告**

当社は、社員総会の決議により令和八年四月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

広島観音ロジスティクス特定目的会社

代表清算人　中村　武

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都千代田区霞が関一丁目四番一号

合同会社Georepublic Japan

清算人　藤井　政登

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都千代田区内神田二丁目一五番九号

Ｔｈｅ　Ｋａｎｄａ２８２　六階

株式会社ＷＴＷ

代表清算人　大垰　章弘

**解散公告**

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都目黒区目黒二丁目一〇番八号第二アトモスフィア青山ビル六階

一般社団法人ＳＴＲＦ基金

代表清算人　後藤　勇輝

**解散公告**

当法人は、令和八年三月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都東久留米市東本町七丁目一一番ＫＳラポール三〇六号室

特定非営利活動法人カウンセリングサービスルーム

清算人　鈴木　巖

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都世田谷区上北沢五丁目一二番一一号一〇二

館山商事株式会社

代表清算人　上村　哲史

**解散公告**

当社は、株主総会の決議により、令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都渋谷区代官山町一―一ＧＲＡＶＡ代官山一階

株式会社フューチャーテクノロジーズ

代表清算人　加藤　大雄

**解散公告**

当社は、令和八年五月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都世田谷区池尻三丁目一番三号

株式会社ムトーエンジニアリング

代表清算人　成田　耕一

**解散公告**

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都墨田区千歳三丁目一〇番一一号

有限会社竹内

清算人　竹内　克己

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都港区六本木三丁目一三番六―二〇一号

有限会社フラワーフラワー

清算人　細田　正之

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都豊島区巣鴨五丁目四二番五号

株式会社安山宣之建築設計事務所

代表清算人　安山　悦子

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階　合同会社クエタクエクト

清算人　横山　雅明

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都羽村市五ノ神三丁目一番地二六号

こぐまや君沢有限会社

清算人　伊奈　孝喜

**解散公告**

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都中央区日本橋小網町一六番一四号

ＲＩＣＥ　ＲＥＰＵＢＬＩＣ株式会社

代表清算人　鈴木　章人

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都台東区三ノ輪一丁目六番九号

有限会社桜井商店

清算人　櫻井　伸

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都日野市南平二丁目四六番地の五八

株式会社テックス

代表清算人　今野　秀雄

**解散公告**

当社は、令和八年五月十九日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビルヂング

株式会社マッキャンヘルスケアワールドワイドジャパン

代表清算人　デイビッド・ハロルド・スターク

**解散公告**

当社は、令和七年十一月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

神奈川県川崎市中原区下小田中三―一六―二八ウエストヴィラ一〇三

合同会社Ｌアセット

清算人　佐藤　直輝

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

神奈川県川崎市川崎区港町三―二〇サクセスフィールド二〇一　ＴＴＳ合同会社

清算人　オトゴンバヤル・ダワードラム

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

神奈川県伊勢原市西富岡一〇八三番地

株式会社サトー工業

代表清算人　金村　由紀

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

神奈川県横須賀市金谷一丁目一番三号

株式会社ウイット保険サービス

代表清算人　石井　淳一

**解散公告**

当社は、令和八年三月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

神奈川県大和市中央林間四丁目一四番一〇号

有限会社フォックスシステム

清算人　藤澤　和弘

**解散公告**

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

神奈川県藤沢市遠藤四四八九

オープンワイヤレスプラットフォーム合同会社

清算人　梅嶋　真樹

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

神奈川県横須賀市小川町二四番地

有限会社ワイ・エム・エス

清算人　萩原千鶴子

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

神奈川県川崎市高津区久本二丁目一一番一―七〇四号　合同会社ルークネスト

清算人　石川　涼也

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

横浜市緑区鴨居一丁目一一番一一―三〇二号

株式会社ケニング

代表清算人　阿部　健児

**解散公告**

当社は令和八年四月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

横浜市港北区高田東二丁目一三番五号

五味渕鋼鉄株式会社

代表清算人　五味渕　努

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

横浜市港北区新横浜三丁目一六番地八

未勢能源日本技研株式会社

代表清算人　張　天　羽

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

神奈川県藤沢市城南一丁目二番一七号

イーエムオー・クリエーションズ株式会社

代表清算人　江森　浩美

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

新潟県糸魚川市大字青海三〇四〇番地

有限会社青海電化商事

清算人　山口　新一

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

富山県射水市三ケ九三一番地三

株式会社和蘭宮

代表清算人　米澤つな子

**解散公告**

当社は令和八年三月三十一日付けで解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

石川県金沢市伏見新町二五五番地一

有限会社ＫＲＣ

清算人　麻生　武三

**解散公告**

当社は、令和八年五月一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

石川県白山市東新町一二番地

有限会社松任酒業会館

清算人　金谷　芳久

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山梨県南巨摩郡南部町南部一七八八番地二

有限会社山幸

代表清算人　秋山　幸明

**解散公告**

当社は、令和八年四月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山梨県南アルプス市藤田三〇六番四号

合同会社セピア

代表清算人　柳澤　光恵

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

長野県千曲市大字磯部二番地一

大正浪漫株式会社

清算人　加藤　美幸

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

長野県上高井郡高山村大字高井四三八六番地六

有限会社山下製作所

清算人　山下　忠行

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岐阜県揖斐郡大野町大字本庄六四〇番地の六八

有限会社金森建設

清算人　岩崎　純

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岐阜県郡上市八幡町吉野二八八番地

村瀬建材株式会社

代表清算人　村瀬　康一

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

静岡県浜松市中央区薬新町四五番地

株式会社中日ショッパー

代表清算人　森　一夫

**解散公告**

当社は、令和八年四月八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

静岡県富士市中島六三番地の二

有限会社ライフアップシステムズ

清算人　近藤　浩規

**解散公告**

当組合は令和八年四月二十八日開催の総会の決議により解散いたしましたので当組合に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

静岡県袋井市山崎四六二二番地

丸美製茶農業協同組合

代表清算人　小久江裕伸

**解散公告**

当社は、令和八年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

静岡県静岡市葵区安倍町二三番地

株式会社園田椅子製作所

代表清算人　林　克樹

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

静岡県浜松市中央区伊左地町一一五番地

有限会社アッドシノ電器

清算人　島野あつ子

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

名古屋市北区駒止町二丁目八八番地

有限会社ソーテック

清算人　出口　猛

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

愛知県稲沢市高御堂一丁目一二番七号

有限会社正栄

清算人　長谷川常幸

**解散公告**

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

名古屋市昭和区向山町三丁目一二番地

有限会社オフィスキューディー

清算人　横井　照政

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

三重県北牟婁郡紀北町中里六四二番地の二

有限会社マルシモマシンソー

代表清算人　下古谷辰夫

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

三重県名張市朝日町一一九四番地一

株式会社喜多建設

代表清算人　小菅　拓司

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

三重県亀山市川合町七九八番地四〇

株式会社ツムラ

代表清算人　津村　寛

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

滋賀県東近江市芝原町九二〇番地

有限会社利工

清算人　大西　利彦

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

京都市上京区桝形通出町西入上ル相生町一一四番地リバティー河原町今出川

株式会社アユミ測量設計事務所

代表清算人　西川　亜紀

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

大阪市住吉区帝塚山西二丁目二番二号エヴァーグリーン一Ｆ

株式会社ミルンハウス

代表清算人　坪田　亜紀

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

大阪市天王寺区四天王寺一丁目五番三七号

有限会社トランス

清算人　武富　義治

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

大阪府大阪市西成区玉出西二丁目五番五―二〇二号

旭日紫金株式会社

代表清算人　趙　博

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

大阪府堺市北区南花田町四一七番三―二一〇号

嘉鋭澤株式会社

代表清算人　呉　楠

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

大阪市生野区巽北一丁目二一番二九号生野ハイツ一一四号室

合同会社凱風商事

清算人　康　凱

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

大阪市中央区淡路町三丁目四番一号二階二〇六号室

株式会社初陸

代表清算人　王　勤

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

大阪市中央区船場中央二丁目一番四号船場センタービル４号館地下一階Ｂ一〇八ＲＯＹＡＬＯＦＦＩＣＥ内　エイエイ株式会社

代表清算人　ゼン・シユイ・ガイ・ジェフリー

**解散公告**

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

大阪市鶴見区安田三丁目一一番四三号

有限会社壱東興業

清算人　吉田　弘子

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

大阪府豊中市緑丘四丁目八番九号

株式会社しろふくろう

代表清算人　土居　薫

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

大阪府堺市堺区翁橋町一丁八番六号アークスリー一三〇三

株式会社ＳＡＳ

代表清算人　上村　貴之

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

神戸市須磨区須磨寺町四丁目五番九―七〇六号

株式会社ＪＩＰＡＮ―ＷＯＲＫＳ

代表清算人　福岡　慎也

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

兵庫県姫路市飾磨区英賀東町二丁目三番地の二

株式会社牛尾組

代表清算人　牛尾美智子

**解散公告**

当会社は、令和八年四月十六日開催の株主総会の決議により、令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

兵庫県神戸市兵庫区遠矢浜町二番四八号

兵協生コンクリート株式会社

清算人　守本　浩

**解散公告**

当社は、令和八年二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

奈良県北葛城郡王寺町本町一丁目三番四一号

有限会社彩美術工房

清算人　松井　俊二

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

奈良県天理市武蔵町五四〇番地

合同会社Ｌｕｃｃｉ

清算人　櫟原　仁

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

和歌山県橋本市隅田町芋生一七八番地の一

スマイルデイサービス株式会社

代表清算人　北田　嘉子

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岡山県新見市高尾七五一番地

株式会社上東リース

代表清算人　吉田加代子

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岡山県倉敷市昭和一丁目二番二二号

株式会社サンヨータック

代表清算人　**西**川　智延

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岡山県倉敷市昭和一丁目二番二二号

備北生コン工業株式会社

代表清算人　平松　晃弘

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岡山県玉野市宇野一丁目一一番一号

有限会社めんくい

清算人　坪和　健

**解散公告**

当社は、令和八年四月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岡山県岡山市東区金岡西町一一七八番地六

株式会社Ｐｏｗｅｒ

代表清算人　倉石　将希

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岡山県井原市芳井町吉井八二〇番地の一

有限会社ウイング

清算人　佐藤　幸弘

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

徳島県阿南市宝田町平岡九〇〇番地四一

有限会社松本組

清算人　松本　誠二

**解散公告**

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

愛媛県大洲市河辺町植松四〇七番地

株式会社シーエルアール

代表清算人　大野　慎也

**解散公告**

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四八条第三号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

高知市潮見台一丁目三二〇一番地

一般社団法人未生流国生派国生流陽月会

代表清算人　隅田　幸代

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

福岡市南区曰佐二丁目一二番二〇―一〇四号

株式会社ＡＰＩＣ

代表清算人　守下　竜二

**解散公告**

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

福岡市中央区平尾四丁目四番一二号

合同会社ＳＫＧ

清算人　貞方　京太

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

福岡県久留米市天神町一番地六

合同会社フォース第一蓄電ステーション

清算人　柴田　小波

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日付総社員の同意により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

福岡県北九州市門司区吉志一丁目三二番一―一〇五号

合同会社モトナガ

清算人　元永　和也

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

福岡県那珂川市片縄北二丁目二番二三号

株式会社ＩＺＡＮＯＷ

代表清算人　山本　祐司

**解散公告**

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

福岡県筑後市大字上北島九八七番地六

株式会社絆アシスト

代表清算人　真村　直美

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

福岡市東区舞松原一丁目一番一六号

有限会社蔵ノ元倉庫

清算人　大神　豊喜

**解散公告**

当社は、令和八年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

北九州市若松区響町三丁目一番三三号

コスモスサービス株式会社

代表清算人　上野世志史

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

福岡市博多区麦野一丁目二二番八号

有限会社サンス商会

清算人　中嶋　芳次

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

福岡県うきは市浮羽町西隈上一番地二

株式会社高木商店

代表清算人　高木泰三郎

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

福岡県太宰府市連歌屋二丁目一三番八号

株式会社ミユキ

代表清算人　高木泰三郎

**解散公告**

当社は、令和八年四月二十三日総社員の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

佐賀県武雄市武雄町富岡七四八四―一モンシャトー楼門前一〇二

ゆうゆうnico

代表清算人　石橋　歩己

**解散公告**

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

熊本県八代市古閑中町一二一〇番地

株式会社ビジコム

代表清算人　馬場　恒朝

**解散公告**

当法人は、令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

大分県大分市千代町二丁目一番二三号

特定非営利活動法人おおいた第九を歌う会

清算人　岩崎　哲朗

## 第１期決算公告

令和８年５月20日

東京都港区虎ノ門五丁目３番20号株式会社アカウンティング・マネジメント・サービス内

**一般社団法人ＩＫＬ**

代表理事　田中　博之

**貸借対照表の要旨**（令和８年２月28日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の部 | 流動資産 | 1,678 |
| | 固定資産 | 100 |
| | 合計 | 1,778 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 64 |
| | 負債合計 | 64 |
| | 基金 | 2,000 |
| | 利益剰余金 | △285 |
| | その他利益剰余金 | △285 |
| | 純資産合計 | 1,714 |
| | 合計 | 1,778 |

**解散公告（第一回）**

当土地改良区は、令和八年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山口県岩国市天尾

清算法人岩国市天尾土地改良区

代表清算人　古川　和仁

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和八年二月二十六日東京都知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

東京都立川市高松町三丁目二一番九号

医療法人財団良友会

清算人　黒田　亮平

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和八年四月二日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山梨県西八代郡市川三郷町岩二一四番地

宗教法人諏訪神社

清算人　弁護士　田中　謙一

連絡先　山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル三階

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和八年五月八日山口地方裁判所宇部支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山口県宇部市大字棚井一〇〇五番地一

宗教法人照教寺

清算人　弁護士　前田　琢治

連絡先　山口県宇部市松山町一丁目四―一　前田法律事務所

**解散公告（第二回）**

当法人は、令和八年四月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

高知市高須三丁目一番二八号

医療法人康仁会

清算人　濵田　康生

**解散公告（第二回）**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

鹿児島県いちき串木野市元町二〇〇番地

医療法人勝目眼科

清算人　勝目　紀一

**解散公告（第三回）**

当法人は、令和七年九月二十七日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により、令和八年四月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

石川県野々市市本町三丁目七番一二号

医療法人社団大倉外科医院

清算人　大倉　典子

**解散公告（第三回）**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

岡山市南区福富西二丁目五番四〇号

医療法人社団緑竹会

清算人　竹原　謙三

**解散公告（第三回）**

当組合は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

山口県柳井市伊保庄一二八〇番地

農事組合法人讃気

清算人　檜垣　巖

清算人　松永　茂夫

清算人　宗里　勝

**解散公告（第三回）**

当法人は、令和八年四月九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十日

高知県香南市野市町西野二一九二番地二

医療法人レザレクト

清算人　藤川　義久

**第２期決算公告**　令和８年３月16日

東京都渋谷区渋谷三丁目６番15号

**２１フィンテック株式会社**

代表取締役　ホウ・ユウ・チョウ

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 5,027 |
| | 固定資産 | 19,855 |
| | **資産合計** | **24,882** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 4,888 |
| | 固定負債 | 15,447 |
| | 株主資本 | 4,002 |
| | 資本金 | 774 |
| | 資本剰余金 | 12,369 |
| | 資本準備金 | 12,369 |
| | 利益剰余金 | △9,140 |
| | その他利益剰余金 | △9,140 |
| | （うち当期純損失） | (1,145) |
| | 新株予約権 | 544 |
| | **負債・純資産合計** | **24,882** |

## 第３期決算公告

令和８年５月20日
東京都中央区築地二丁目１番４号
銀座ＰＲＥＸ　Ｅａｓｔ３階
**Aurora Energy Research株式会社**
代表取締役　ジョン・アレクサンダー・フェダーセン

**貸借対照表の要旨**
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 604,453,872 |
| | 固定資産 | 51,719,616 |
| | **資産合計** | **656,173,488** |
| 負純資債及産びの部 | 流動負債 | 542,742,307 |
| | 株主資本 | 113,431,181 |
| | 資本金 | 5,000,000 |
| | 利益剰余金 | 108,431,181 |
| | その他利益剰余金 | 108,431,181 |
| | （うち当期純利益） | (91,936,934) |
| | **負債・純資産合計** | **656,173,488** |

## 第８期決算公告

令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿三丁目３番13号
西新宿水間ビル６Ｆ
**ConRes Information Technologies株式会社**
代表取締役　ロバート・ルイス・ヒル

**貸借対照表の要旨**
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 78,946,710 |
| | **資産合計** | **78,946,710** |
| 負純資債及産びの部 | 流動負債 | 167,252,068 |
| | 株主資本 | △88,305,358 |
| | 資本金 | 3,000,000 |
| | 利益剰余金 | △91,305,358 |
| | その他利益剰余金 | △91,305,358 |
| | （うち当期純利益） | (16,427,949) |
| | **負債・純資産合計** | **78,946,710** |

## 第10期決算公告

令和８年５月20日
東京都品川区大崎二丁目11番１号
**ams－OSRAMジャパン株式会社**
代表取締役　針田　靖久

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 240,655 |
| | 固定資産 | 221,427 |
| | **合計** | **462,082** |
| 負純資債及産びの部 | 流動負債 | 169,157 |
| | 固定負債 | 141,951 |
| | 株主資本 | 150,974 |
| | 資本金 | 6,000 |
| | 利益剰余金 | 144,974 |
| | 利益準備金 | 1,500 |
| | その他利益剰余金 | 143,474 |
| | （うち当期純利益） | (30,042) |
| | **合計** | **462,082** |

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年５月20日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社紅陵商事　②茨城県知事(4)6485　③取締役　原和久　④茨城県つくば市上大島961　⑤1000万円　⑥茨城県知事　⑦茨城県つくば市上大島961　有限会社紅陵商事　取締役　原和久

①大正浪漫株式会社　②長野県知事(1)第5810号　③代表取締役　加藤美幸　④長野県千曲市大字磯部２番地１　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県千曲市大字磯部２番地１　大正浪漫株式会社　代表取締役　加藤美幸

①有限会社鍋田不動産　②愛知県知事(9)14041　③鍋田桂一　④愛知県西尾市丁田町流90　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県西尾市丁田町流90　有限会社鍋田不動産　鍋田桂一

---

**第12期決算公告**　令和８年５月20日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

**イリスリーシング株式会社**

代表取締役　栗山　幸浩

**貸借対照表の要旨**（令和８年３月20日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 104 |
| | 合計 | 104 |
| 負純資産及び部 | 株主資本 | 104 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | △2,895 |
| | （その他利益剰余金） | （△2,895） |
| | 合計 | 104 |

(注)　当期純損失　212千円

---

**第13期決算公告**　令和８年５月20日

東京都中央区八丁堀四丁目２番10号
ＡＯＪ税理士法人内
**株式会社Ｌｏｏｏｐブリッジリーシング**
代表取締役　出澤　貴人

**貸借対照表の要旨**（令和８年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,351 |
| | 資産合計 | 1,351 |
| 負純資債及の部 | 流動負債 | 75 |
| | 負債合計 | 75 |
| | 株主資本 | 1,275 |
| | 資本金 | 2,000 |
| | 利益剰余金 | △724 |
| | その他利益剰余金 | △724 |
| | （うち当期純損失） | （217） |
| | 純資産合計 | 1,275 |
| | 負債・純資産合計 | 1,351 |

---

**第２期決算公告**

令和８年５月20日
東京都中央区銀座一丁目15番６号
**戸田建設不動産投資顧問株式会社**
代表取締役　松原　俊夫

**貸借対照表の要旨**
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 460,700 |
| | 固定資産 | 29,781 |
| | 資産合計 | 490,482 |
| 負純資債及の部 | 流動負債 | 43,585 |
| | 株主資本 | 446,897 |
| | 資本金 | 200,000 |
| | 資本剰余金 | 200,000 |
| | 資本準備金 | 200,000 |
| | 利益剰余金 | 46,897 |
| | その他利益剰余金 | 46,897 |
| | （うち当期純利益） | （58,498） |
| | 負債・純資産合計 | 490,482 |

---

**第12期決算公告**　令和８年５月20日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

**ロータスリーシング株式会社**

代表取締役　栗山　幸浩

**貸借対照表の要旨**（令和８年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,919 |
| | 合計 | 3,919 |
| 負純資債及の部 | 株主資本 | 3,919 |
| | 資本金 | 7,000 |
| | 利益剰余金 | △3,080 |
| | （その他利益剰余金） | （△3,080） |
| | 合計 | 3,919 |

(注)　当期純損失　289千円

---

**第12期決算公告**　令和８年５月20日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

**ノトスリーシング株式会社**

代表取締役　栗山　幸浩

**貸借対照表の要旨**（令和８年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 529,289 |
| | 固定資産 | 136,900 |
| | 合計 | 666,190 |
| 負純資債及の部 | 固定負債 | 662,393 |
| | 株主資本 | 3,797 |
| | 資本金 | 7,000 |
| | 利益剰余金 | △3,202 |
| | （その他利益剰余金） | （△3,202） |
| | 合計 | 666,190 |

(注)　当期純損失　399千円

---

**第12期決算公告**　令和８年５月20日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号

**カイクリーシング株式会社**

代表取締役　栗山　幸浩

**貸借対照表の要旨**（令和８年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,167 |
| | 合計 | 3,167 |
| 負純資債及の部 | 株主資本 | 3,167 |
| | 資本金 | 6,000 |
| | 利益剰余金 | △2,832 |
| | （その他利益剰余金） | （△2,832） |
| | 合計 | 3,167 |

(注)　当期純損失　212千円

**第３期決算公告**　令和８年５月20日
東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
**トパーズリーシング２株式会社**
代表取締役　栗山　幸浩
**貸借対照表の要旨**（令和８年３月20日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 766,482 |
| | 固定資産 | 3,515,786 |
| | 合計 | 4,282,268 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 313,505 |
| | 固定負債 | 3,964,396 |
| | 株主資本 | 4,366 |
| | 資本金 | 5,000 |
| | 利益剰余金 | △633 |
| | （その他利益剰余金） | （△633） |
| | 合計 | 4,282,268 |

(注)　当期純損失　328千円

**第３期決算公告**　令和８年５月20日
東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
**トパーズリーシング１株式会社**
代表取締役　栗山　幸浩
**貸借対照表の要旨**（令和８年３月20日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 766,479 |
| | 固定資産 | 3,515,786 |
| | 合計 | 4,282,265 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 313,505 |
| | 固定負債 | 3,964,396 |
| | 株主資本 | 4,363 |
| | 資本金 | 5,000 |
| | 利益剰余金 | △636 |
| | （その他利益剰余金） | （△636） |
| | 合計 | 4,282,265 |

(注)　当期純損失　328千円

**第12期決算公告**　令和８年５月20日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
**ロリンズリーシング株式会社**
代表取締役　栗山　幸浩
**貸借対照表の要旨**（令和８年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,779,101 |
| | 固定資産 | 0 |
| | 合計 | 1,779,101 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 699,071 |
| | 固定負債 | 1,399,011 |
| | 株主資本 | 2,117 |
| | 資本金 | 5,000 |
| | 利益剰余金 | △2,882 |
| | （その他利益剰余金） | （△2,882） |
| | 評価・換算差額等 | △321,100 |
| | （繰延ヘッジ損益） | （△321,100） |
| | 合計 | 1,779,101 |

(注)　当期純損失　264千円

**第３期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社ＡＤＷＡＹＳ　ＤＥＥＥ**
代表取締役　田村　鷹正
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 3,313,971 |
| | 固定資産 | 90 |
| | 合計 | 3,314,062 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,034,054 |
| | 株主資本 | 1,280,007 |
| | 資本金 | 45,000 |
| | 資本剰余金 | 45,000 |
| | 資本準備金 | 45,000 |
| | 利益剰余金 | 1,190,007 |
| | その他利益剰余金 | 1,190,007 |
| | （うち当期純利益） | （214,360） |
| | 合計 | 3,314,062 |

**第５期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社インフルエンサーインベストメントホールディングス**
代表取締役　西岡　明彦
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 243,956 |
| | 固定資産 | 314,199 |
| | 合計 | 558,156 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 383 |
| | 株主資本 | 557,772 |
| | 資本金 | 17,000 |
| | 資本剰余金 | 17,000 |
| | 資本準備金 | 17,000 |
| | 利益剰余金 | 523,772 |
| | その他利益剰余金 | 523,772 |
| | （うち当期純利益） | （49,175） |
| | 合計 | 558,156 |

**第３期決算公告**　令和８年５月20日
東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
**トパーズリーシング３株式会社**
代表取締役　栗山　幸浩
**貸借対照表の要旨**（令和８年３月20日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 766,482 |
| | 固定資産 | 3,515,786 |
| | 合計 | 4,282,268 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 313,505 |
| | 固定負債 | 3,964,396 |
| | 株主資本 | 4,366 |
| | 資本金 | 5,000 |
| | 利益剰余金 | △633 |
| | （その他利益剰余金） | （△633） |
| | 合計 | 4,282,268 |

(注)　当期純損失　328千円

**第15期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社サムライ・アドウェイズ**
代表取締役　澤入　拓巳
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 356,598 |
| | 固定資産 | 32,324 |
| | 合計 | 388,923 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 181,229 |
| | 固定負債 | 12,000 |
| | 株主資本 | 195,694 |
| | 資本金 | 60,000 |
| | 資本剰余金 | 50,000 |
| | 資本準備金 | 50,000 |
| | 利益剰余金 | 85,694 |
| | その他利益剰余金 | 85,694 |
| | （うち当期純利益） | （85,574） |
| | 合計 | 388,923 |

**第13期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**予約トップ10株式会社**
代表取締役　山田　翔
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 13,405 |
| | 合計 | 13,405 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 8,641 |
| | 株主資本 | 4,764 |
| | 資本金 | 58,477 |
| | 資本剰余金 | 57,477 |
| | 資本準備金 | 57,477 |
| | 利益剰余金 | △111,191 |
| | その他利益剰余金 | △111,191 |
| | （うち当期純損失） | （14,613） |
| | 合計 | 13,405 |

**第11期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社ｐｒｅｈｅａｔ**
代表取締役　龍神　尚輝
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 55,598 |
| | 合計 | 55,598 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 43,709 |
| | 株主資本 | 11,889 |
| | 資本金 | 5,000 |
| | 資本剰余金 | 5,000 |
| | 資本準備金 | 5,000 |
| | 利益剰余金 | 1,889 |
| | その他利益剰余金 | 1,889 |
| | （うち当期純利益） | （1,050） |
| | 合計 | 55,598 |

**第２期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社AWU**
代表取締役　西岡　明彦
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 17,188 |
| | 固定資産 | 14,322 |
| | 合計 | 31,510 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 4,244 |
| | 固定負債 | 20,000 |
| | 株主資本 | 7,266 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 資本準備金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △12,733 |
| | その他利益剰余金 | △12,733 |
| | （うち当期純損失） | （12,403） |
| | 合計 | 31,510 |

**第12期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社アドウェイズ・フロンティア**
代表取締役　上村　拓矢
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 92,021 |
| | 固定資産 | 5,713 |
| | 合計 | 97,735 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 33,317 |
| | 固定負債 | 3,690 |
| | 株主資本 | 60,726 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 資本剰余金 | 20,000 |
| | 資本準備金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 10,726 |
| | その他利益剰余金 | 10,726 |
| | （うち当期純利益） | （10,726） |
| | 合計 | 97,735 |

**第５期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社オールドルーキーカフェ**
代表取締役　岡村　陽久
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 35,546 |
| | 固定資産 | 25,303 |
| | 合計 | 60,849 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 11,400 |
| | 固定負債 | 4,270 |
| | 株主資本 | 45,178 |
| | 資本金 | 15,000 |
| | 資本剰余金 | 15,000 |
| | 資本準備金 | 15,000 |
| | 利益剰余金 | 15,178 |
| | その他利益剰余金 | 15,178 |
| | （うち当期純損失） | （362） |
| | 合計 | 60,849 |

**第５期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社オールドルーキー**
代表取締役　岡村　陽久
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 319,112 |
| | 固定資産 | 1,115,084 |
| | 合計 | 1,434,196 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 37,687 |
| | 固定負債 | 1,253,447 |
| | 株主資本 | 143,061 |
| | 資本金 | 99,000 |
| | 資本剰余金 | 99,000 |
| | 資本準備金 | 99,000 |
| | 利益剰余金 | △54,938 |
| | その他利益剰余金 | △54,938 |
| | （うち当期純損失） | (35,308) |
| | 合計 | 1,434,196 |

**第17期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社おくりバント**
代表取締役　高山　洋平
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 26,601 |
| | 合計 | 26,601 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 13,390 |
| | 株主資本 | 13,210 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 3,210 |
| | 利益準備金 | 1,669 |
| | その他利益剰余金 | 1,541 |
| | （うち当期純利益） | (1,541) |
| | 合計 | 26,601 |

**第13期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社昭和デジタル**
代表取締役　岡村　陽久
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 92,721 |
| | 固定資産 | 15 |
| | 合計 | 92,736 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 87,105 |
| | 株主資本 | 5,631 |
| | 資本金 | 25,000 |
| | 資本剰余金 | 15,000 |
| | 資本準備金 | 15,000 |
| | 利益剰余金 | △34,368 |
| | その他利益剰余金 | △34,368 |
| | （うち当期純損失） | (1,548) |
| | 合計 | 92,736 |

**第２期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**MetricWorks Japan株式会社**
代表取締役　神田　佑貴
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 21,776 |
| | 合計 | 21,776 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 1,570 |
| | 株主資本 | 20,205 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 資本剰余金 | 20,000 |
| | 資本準備金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | △19,794 |
| | その他利益剰余金 | △19,794 |
| | （うち当期純損失） | (9,882) |
| | 合計 | 21,776 |

**第13期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**ＵＮＩＣＯＲＮ株式会社**
代表取締役　山田　翔
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 2,250,520 |
| | 固定資産 | 133,501 |
| | 合計 | 2,384,021 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 1,257,920 |
| | 株主資本 | 1,126,100 |
| | 資本金 | 239,950 |
| | 資本剰余金 | 344,840 |
| | 資本準備金 | 344,840 |
| | 利益剰余金 | 541,310 |
| | その他利益剰余金 | 541,310 |
| | （うち当期純利益） | (450,801) |
| | 合計 | 2,384,021 |

**第４期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社アシスト**
代表取締役　西岡　明彦
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 48,001 |
| | 固定資産 | 1,017 |
| | 合計 | 49,019 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 13,739 |
| | 固定負債 | 30,000 |
| | 株主資本 | 5,280 |
| | 資本金 | 7,770 |
| | 利益剰余金 | △2,489 |
| | その他利益剰余金 | △2,489 |
| | （うち当期純損失） | (15,806) |
| | 合計 | 49,019 |

**第12期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社アドウェイズベイビー**
代表取締役　岡村　陽久
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,119 |
| | 合計 | 1,119 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 277 |
| | 株主資本 | 841 |
| | 資本金 | 818 |
| | 利益剰余金 | 23 |
| | その他利益剰余金 | 23 |
| | （うち当期純利益） | (37) |
| | 合計 | 1,119 |

**第14期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**774株式会社**
代表取締役　西岡　明彦
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 284,718 |
| | 合計 | 284,718 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 83,812 |
| | 株主資本 | 200,906 |
| | 資本金 | 45,000 |
| | 資本剰余金 | 15,000 |
| | 資本準備金 | 15,000 |
| | 利益剰余金 | 140,906 |
| | その他利益剰余金 | 140,906 |
| | （うち当期純利益） | (78,658) |
| | 合計 | 284,718 |

**第14期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社ＡＤＷＡＹＳ　ＥＮ**
代表取締役　熊倉　直紀
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 98,192 |
| | 合計 | 98,192 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 26,987 |
| | 株主資本 | 71,205 |
| | 資本金 | 24,900 |
| | 資本剰余金 | 15,000 |
| | 資本準備金 | 15,000 |
| | 利益剰余金 | 31,305 |
| | その他利益剰余金 | 31,305 |
| | （うち当期純利益） | (36,288) |
| | 合計 | 98,192 |

**第１期決算公告**　令和８年５月20日
東京都千代田区紀尾井町４番１号
**株式会社Ｓａｉｌ３号**
代表取締役　原　　怜也
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 47,715 |
| | 固定資産 | 212,959 |
| | 資産合計 | 260,674 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 260,049 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | 625 |
| | 資本金 | 500 |
| | 資本剰余金 | 500 |
| | 資本準備金 | 500 |
| | 利益剰余金 | △375 |
| | その他利益剰余金 | △375 |
| | （うち当期純損失） | (375) |
| | 負債・純資産合計 | 260,674 |

**第１期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社VECT INNOVATION**
代表取締役　中山　祐太
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 86,881 |
| | 固定資産 | 147,511 |
| | 合計 | 234,392 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 48,572 |
| | 固定負債 | 245,000 |
| | 株主資本 | △59,179 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △69,179 |
| | その他利益剰余金 | △69,179 |
| | （うち当期純損失） | (69,179) |
| | 合計 | 234,392 |

**第１期決算公告**　令和８年５月20日
東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社ＢａｓｅＥａｓｅ**
代表取締役　蒲原　拓矢
**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 20,633 |
| | 固定資産 | 20,651 |
| | 合計 | 41,284 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 2,103 |
| | 固定負債 | 34,721 |
| | 株主資本 | 4,459 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 資本準備金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △15,540 |
| | その他利益剰余金 | △15,540 |
| | （うち当期純損失） | (15,540) |
| | 合計 | 41,284 |

## 第５期決算公告

令和８年５月20日
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内
**Ｑｕｍｕｌｏ　Ｊａｐａｎ株式会社**
代表取締役　ルーカス・オリバーフロスト

**貸借対照表の要旨**（令和８年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 22,101 |
| | 合計 | 22,101 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 4,533 |
| | 株主資本 | 17,568 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 7,568 |
| | その他利益剰余金 | 7,568 |
| | （うち当期純利益） | (1,254) |
| | 合計 | 22,101 |

## 第39期決算公告

令和８年５月20日
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
**フルーア・ダニエル・ジャパン株式会社**

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 629,311 |
| | 合計 | 629,311 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 146,494 |
| | 株主資本 | 482,817 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 資本剰余金 | 364,800 |
| | 資本準備金 | 364,800 |
| | 利益剰余金 | 18,017 |
| | 利益準備金 | 5,000 |
| | その他利益剰余金 | 13,017 |
| | （うち当期純損失） | (752) |
| | 合計 | 629,311 |

## 第１期決算公告

令和８年５月20日
東京都千代田区紀尾井町４番１号
**株式会社Ｗ４Ｐａｒｔｎｅｒｓ**
代表取締役　川上　宗一

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 111,522 |
| | 固定資産 | 379,369 |
| | 資産合計 | 490,891 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 596,386 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | △105,496 |
| | 資本金 | 500 |
| | 資本剰余金 | 500 |
| | 資本準備金 | 500 |
| | 利益剰余金 | △106,496 |
| | その他利益剰余金 | △106,496 |
| | （うち当期純損失） | (106,496) |
| | 負債・純資産合計 | 490,891 |

## 第57期決算公告

令和８年５月20日
東京都中央区日本橋馬喰町２丁目７番13号
**株式会社オレンジフードコート**
代表取締役　越智　雅也

**貸借対照表の要旨**
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 559,818 |
| | 固定資産 | 1,468,109 |
| | 合計 | 2,027,927 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 1,398,658 |
| | 固定負債 | 436,209 |
| | 株主資本 | 193,060 |
| | 資本金 | 89,000 |
| | 利益剰余金 | 104,060 |
| | その他利益剰余金 | 104,060 |
| | （うち当期純利益） | (183,108) |
| | 合計 | 2,027,927 |

## 第27期決算公告

令和８年４月24日
東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
**株式会社日本デジコム**
代表取締役　竹井　裕二

**貸借対照表の要旨**（令和８年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,075,352 |
| | 固定資産 | 145,659 |
| | 資産合計 | 1,221,011 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 285,633 |
| | 固定負債 | 55,479 |
| | 負債合計 | 341,112 |
| | 株主資本 | 879,899 |
| | 資本金 | 40,000 |
| | 利益剰余金 | 839,899 |
| | その他利益剰余金 | 839,899 |
| | （うち当期純利益） | (172,957) |
| | 純資産合計 | 879,899 |
| | 負債・純資産合計 | 1,221,011 |

## 第18期決算公告

令和８年５月20日
東京都千代田区九段北１丁目５番10号
九段クレストビル７Ｆ藤本会計事務所内
**ヤルディ・システムズ株式会社**
代表取締役　ジェームズ・リー・ショーベ

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 298,678 |
| | 固定資産 | 1,384 |
| | 合計 | 300,063 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 241,807 |
| | （有給休暇引当金） | (4,337) |
| | 株主資本 | 58,255 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 57,255 |
| | その他利益剰余金 | 57,255 |
| | （うち当期純利益） | (7,631) |
| | 合計 | 300,063 |

## 第29期決算公告

令和８年５月19日
東京都江東区富岡二丁目１番９号
**ダイダンサービス関東株式会社**
代表取締役　有川洋一郎

**貸借対照表の要旨**（令和８年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 838,061 |
| | 固定資産 | 173,293 |
| | 合計 | 1,011,355 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 279,531 |
| | 固定負債 | 67,387 |
| | 株主資本 | 664,436 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 利益剰余金 | 564,436 |
| | 利益準備金 | 5,000 |
| | その他利益剰余金 | 559,436 |
| | （うち当期純利益） | (150,203) |
| | 合計 | 1,011,355 |

## 第３期決算公告

令和８年５月20日
東京都港区六本木七丁目12番２号
**株式会社メディアマーケット**
代表取締役　永山　要

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 42,698 |
| | 固定資産 | 1,183 |
| | 投資その他の資産 | 1,183 |
| | 合計 | 43,881 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 4,286 |
| | 固定負債 | 35,000 |
| | 株主資本 | 4,595 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | △ 25,405 |
| | その他利益剰余金 | △ 25,405 |
| | （うち当期純損失） | (6,558) |
| | 合計 | 43,881 |

## 第38期決算公告

令和８年５月20日
東京都千代田区岩本町三丁目４番１号
**株式会社　海**
代表取締役社長　横山　鐵男

**貸借対照表の要旨**（令和８年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 162,010,630 |
| | 固定資産 | 664,895 |
| | 合計 | 162,675,525 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 12,202,957 |
| | 株主資本 | 150,472,568 |
| | 資本金 | 10,000,000 |
| | 利益剰余金 | 141,697,568 |
| | 利益準備金 | 763,000 |
| | その他利益剰余金 | 140,934,568 |
| | （うち当期純利益） | (32,458,746) |
| | 自己株式 | △1,225,000 |
| | 合計 | 162,675,525 |

## 第35期決算公告

令和８年５月20日
東京都港区西新橋３丁目11番７号
**武蔵エンジニアリング株式会社**
代表取締役　新妻　一俊

**貸借対照表の要旨**（令和８年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,922,209 |
| | 固定資産 | 98,036 |
| | 合計 | 2,020,245 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 222,475 |
| | 引当金 | 147,468 |
| | 株主資本 | 1,650,302 |
| | 資本金 | 95,000 |
| | 利益剰余金 | 1,555,302 |
| | 利益準備金 | 23,750 |
| | その他利益剰余金 | 1,531,552 |
| | （うち当期純利益） | (69,143) |
| | 合計 | 2,020,245 |

## 第97期決算公告

令和８年５月20日
東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
**株式会社トコス**
代表取締役　大野　龍昌

**貸借対照表の要旨**（令和８年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,838,954 |
| | 固定資産 | 656,344 |
| | 合計 | 2,495,298 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 62,944 |
| | 固定負債 | 464,454 |
| | 株主資本 | 1,967,899 |
| | 資本金 | 94,000 |
| | 利益剰余金 | 1,873,899 |
| | 利益準備金 | 23,500 |
| | その他利益剰余金 | 1,850,399 |
| | （うち当期純利益） | (103,269) |
| | 合計 | 2,495,298 |

## 第13期決算公告

令和８年５月20日
東京都千代田区永田町二丁目10番３号
**ピュア・ストレージ・ジャパン株式会社**
代表取締役
サイモン・マレック・ジャハニアン

**貸借対照表の要旨**
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 700,485 |
| | 固定資産 | 202,633 |
| | 資産合計 | 903,118 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 606,524 |
| | 株主資本 | 296,594 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 293,594 |
| | その他利益剰余金 | 293,594 |
| | （うち当期純損失） | (3,939) |
| | 負債・純資産合計 | 903,118 |

## 第 44 期 決 算 公 告

令和８年５月20日
京都市南区上鳥羽上調子町５番地
**株式会社バンディック**
代表取締役社長　寺内　利浩

**貸借対照表の要旨**（令和８年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,700,215 |
| | 固定資産 | 1,340,335 |
| | 合計 | 3,040,550 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 396,140 |
| | 固定負債 | 111,055 |
| | 株主資本 | 2,533,355 |
| | 資本金 | 96,000 |
| | 利益剰余金 | 2,437,355 |
| | 利益準備金 | 24,000 |
| | その他利益剰余金 | 2,413,355 |
| | (うち当期純利益) | (301,055) |
| | 合計 | 3,040,550 |

## 第 25 期 決 算 公 告

2026年５月19日
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬194―１
**株式会社ジェイ・アイ・ティマネジメント**
代表取締役　田宮　二郎

**貸借対照表の要旨**
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 37,432 |
| | 固定資産 | 165 |
| | 合計 | 37,597 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 4,454 |
| | 固定負債 | 10,000 |
| | 株主資本 | 23,143 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 13,143 |
| | その他利益剰余金 | 13,143 |
| | (うち当期純利益) | (602) |
| | 合計 | 37,597 |

## 第 99 期決算公告

令和８年４月17日
神奈川県大和市深見東２―２―28
**株式会社第一鋼鉄工業所**
代表取締役　堀場　武彦

**貸借対照表の要旨**（令和８年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 204,369 |
| | 固定資産 | 303,723 |
| | 合計 | 508,092 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 116,506 |
| | 固定負債 | 281,505 |
| | 株主資本 | 110,081 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 19,010 |
| | 資本準備金 | 11 |
| | 利益剰余金 | 81,070 |
| | 利益準備金 | 850 |
| | その他利益剰余金 | 80,220 |
| | (うち当期純利益) | (35,828) |
| | 合計 | 508,092 |

## 第 11 期決算公告

令和８年４月28日
福岡県大野城市山田５丁目１―17
**株式会社プレミアムロジックス**
代表取締役社長　大熊　真平

**貸借対照表の要旨**（令和８年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 117,766 |
| | 固定資産 | 364,754 |
| | 資産合計 | 482,521 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 81,571 |
| | 固定負債 | 102,980 |
| | 負債合計 | 184,551 |
| | 株主資本 | 297,969 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 287,969 |
| | その他利益剰余金 | 287,969 |
| | (うち当期純利益) | (36,332) |
| | 純資産合計 | 297,969 |
| | 負債・純資産合計 | 482,521 |

## 第 54 期 決 算 公 告

令和８年５月19日
京都市下京区朱雀内畑町41番地
**中倉陸運株式会社**
代表取締役　湯浅　章吾

**貸借対照表の要旨**
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,590,500 |
| | 固定資産 | 683,981 |
| | 合計 | 2,274,482 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 214,802 |
| | 株主資本 | 2,059,679 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 2,029,679 |
| | 利益準備金 | 7,500 |
| | その他利益剰余金 | 2,022,179 |
| | (うち当期純利益) | (86,642) |
| | 合計 | 2,274,482 |

## 第 6 期 決 算 公 告

2026年５月20日
京都府京都市左京区田中門前町103番地５
**株式会社ほうじょう**
代表取締役　小林　正和

**貸借対照表の要旨**
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,418 |
| | 合計 | 1,418 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 51,543 |
| | 株主資本 | △ 50,125 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | △ 51,125 |
| | その他利益剰余金 | △ 51,125 |
| | (うち当期純損失) | (19,051) |
| | 合計 | 1,418 |

## 第 16 期 決 算 公 告

令和８年５月20日　東京都新宿区西新宿五丁目１番１号
**株式会社アドウェイズ・ベンチャーズ**
代表取締役　山田　翔

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 28,121 | 流動負債 | 3,827 |
| 固定資産 | 113,981 | 固定負債 | 490,951 |
| | | 株主資本 | △361,631 |
| | | 資本金 | 45,000 |
| | | 資本剰余金 | 128,291 |
| | | 資本準備金 | 45,000 |
| | | その他資本剰余金 | 83,291 |
| | | 利益剰余金 | △534,923 |
| | | その他利益剰余金 | △534,923 |
| | | (うち当期純損失) | (115,794) |
| | | 評価・換算差額等 | 8,954 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 8,954 |
| 資産合計 | 142,102 | 負債・純資産合計 | 142,102 |

## 第 41 期 決 算 公 告

令和８年５月20日
東京都品川区大崎二丁目11番１号
**オスラム株式会社**
代表取締役　針田　靖久

**貸借対照表の要旨**
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,662,922 | 流動負債 | 1,235,908 |
| 固定資産 | 123,592 | 固定負債 | 135,599 |
| | | 株主資本 | 411,077 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | 401,077 |
| | | 利益準備金 | 2,500 |
| | | その他利益剰余金 | 398,577 |
| | | (うち当期純利益) | (147,608) |
| | | 評価・換算差額等 | 3,930 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 3,930 |
| 資産合計 | 1,786,514 | 負債・純資産合計 | 1,786,514 |

## 第 64 期 決 算 公 告

令和８年３月26日　東京都昭島市もくせいの杜１―１―１
**昭島ガス株式会社**
代表取締役社長　平畑　文興

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 固定資産 | 4,856,436 | 固定負債 | 2,030,832 |
| 有形固定資産 | 4,506,468 | (退職給付引当金) | (91,120) |
| 無形固定資産 | 2,508 | (特別修繕引当金) | (12,600) |
| 投資その他の資産 | 347,460 | 流動負債 | 1,724,991 |
| 流動資産 | 1,877,905 | 株主資本 | 2,932,592 |
| | | 資本金 | 165,000 |
| | | 利益剰余金 | 2,767,592 |
| | | 利益準備金 | 41,250 |
| | | その他利益剰余金 | 2,726,342 |
| | | (うち当期純損失) | (69,361) |
| | | 評価・換算差額等 | 45,926 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 45,926 |
| 資産合計 | 6,734,341 | 負債・純資産合計 | 6,734,341 |

## 第 3 期 決 算 公 告

令和８年５月20日　東京都渋谷区東１―26―30宝ビル７階
**Ｃａｎｖａ　Ｊａｐａｎ株式会社**
代表取締役　トッド・カーペンター

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 439,358 | 流動負債 | 456,830 |
| 固定資産 | 78,633 | 固定負債 | 11,717 |
| | | (その他の引当金) | (4,613) |
| | | 負債合計 | 468,548 |
| | | 株主資本 | 49,443 |
| | | 資本金 | 0 |
| | | 資本剰余金 | 443 |
| | | その他資本剰余金 | 443 |
| | | 利益剰余金 | 48,999 |
| | | その他利益剰余金 | 48,999 |
| | | (うち当期純利益) | (54,643) |
| | | 純資産合計 | 49,443 |
| 資産合計 | 517,991 | 負債・純資産合計 | 517,991 |

(注)資本金は1円です。

## 第35期決算公告

2026年５月19日　大阪市中央区西心斎橋２丁目２番３号
**株式会社オー・エンターテイメント**
代表取締役社長　野村　康隆

**貸借対照表の要旨**　（2026年２月20日現在）　（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 4,135 | 流動負債 | 4,208 |
| 固定資産 | 2,139 | 固定負債 | 826 |
| 有形固定資産 | 1,482 | 退職給付引当金 | 180 |
| 無形固定資産 | 118 | 役員退職慰労引当金 | 14 |
| 投資その他の資産 | 539 | その他 | 632 |
| | | 株主資本 | 1,240 |
| | | 資本金 | 100 |
| | | 資本剰余金 | 454 |
| | | 資本準備金 | 314 |
| | | その他資本剰余金 | 140 |
| | | 利益剰余金 | 686 |
| | | その他利益剰余金 | 686 |
| | | （うち当期純利益） | (105) |
| **資産合計** | **6,274** | **負債・純資産合計** | **6,274** |

## 第12期決算公告

2026年５月20日　京都府京都市左京区田中門前町103番地５
**株式会社ｉＰＳポータル**
代表取締役　小林　正和

**貸借対照表の要旨**　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 599,416 | 流動負債 | 28,961 |
| 固定資産 | 367,609 | 固定負債 | 7,587 |
| | | 退職給付引当金 | 7,587 |
| | | **負債合計** | **36,548** |
| | | 株主資本 | 930,478 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 資本剰余金 | 1,221,000 |
| | | 資本準備金 | 932,000 |
| | | その他資本剰余金 | 289,000 |
| | | 利益剰余金 | △ 300,521 |
| | | その他利益剰余金 | △ 300,521 |
| | | （うち当期純損失） | (202,148) |
| | | **純資産合計** | **930,478** |
| **資産合計** | **967,026** | **負債・純資産合計** | **967,026** |

## 第10期決算公告

令和８年５月20日
東京都中央区京橋二丁目２番１号京橋エドグラン27階
**World First Japan株式会社**
代表取締役　徐　　婉

**貸借対照表の要旨**　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,958,433 | 流動負債 | 1,896,412 |
| 固定資産 | — | 固定負債 | — |
| | | 株主資本 | 62,020 |
| | | 資本金 | 119,010 |
| | | 資本剰余金 | 119,000 |
| | | 資本準備金 | 119,000 |
| | | 利益剰余金 | △186,479 |
| | | その他利益剰余金 | △186,479 |
| | | （うち当期純損失） | (5,454) |
| | | 株式に基づく支払の準備金 | 10,489 |
| **資産合計** | **1,958,433** | **負債・純資産合計** | **1,958,433** |

## 第９期決算公告

令和８年５月20日
東京都中央区京橋二丁目２番１号京橋エドグラン27階
**World First Japan株式会社**
代表取締役　徐　　婉

**貸借対照表の要旨**　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,521,750 | 流動負債 | 1,454,038 |
| 固定資産 | — | 固定負債 | — |
| | | 株主資本 | 67,712 |
| | | 資本金 | 119,010 |
| | | 資本剰余金 | 119,000 |
| | | 資本準備金 | 119,000 |
| | | 利益剰余金 | △181,025 |
| | | その他利益剰余金 | △181,025 |
| | | （うち当期純利益） | (2,711) |
| | | 株式に基づく支払の準備金 | 10,727 |
| **資産合計** | **1,521,750** | **負債・純資産合計** | **1,521,750** |

## 第48期決算公告

令和８年５月20日
富山県魚津市横枕143番地の３
**株式会社北陸セラミック**
代表取締役社長　井田　　誠

**貸借対照表の要旨**
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,326,142 | 流動負債 | 258,496 |
| 固定資産 | 892,580 | 固定負債 | 143,825 |
| | | 株主資本 | 1,816,401 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 500,000 |
| | | 資本準備金 | 200,000 |
| | | その他資本剰余金 | 300,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,216,401 |
| | | 利益準備金 | 18,505 |
| | | その他利益剰余金 | 1,197,896 |
| | | （うち当期純利益） | (127,896) |
| **資産合計** | **2,218,722** | **負債・純資産合計** | **2,218,722** |

## 第15期決算公告

2026年５月20日
東京都港区赤坂四丁目８番15号赤坂ＫＯＳＥＮビル７階
**株式会社オーリーズ**
代表取締役　鈴木　多聞

**貸借対照表の要旨**　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,941,453 | 流動負債 | 1,128,990 |
| 固定資産 | 395,169 | 固定負債 | 1,068,049 |
| | | **負債合計** | **2,197,038** |
| | | 株主資本 | 139,332 |
| | | 資本金 | 33,000 |
| | | 利益剰余金 | 106,332 |
| | | 利益準備金 | 9,405 |
| | | その他利益剰余金 | 96,927 |
| | | （うち当期純利益） | (31,794) |
| | | 新株予約権 | 252 |
| | | **純資産合計** | **139,584** |
| **資産合計** | **2,336,622** | **負債・純資産合計** | **2,336,622** |

## 第16期決算公告

令和８年５月20日
愛知県名古屋市中区大須四丁目１番65号
**一般財団法人 新日本法規財団**
代表理事　河合誠一郎

**貸借対照表の要旨**
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 88,201 |
| | 固定資産 | 570,000 |
| | **合計** | **658,201** |
| 負味債財及産びの正部 | 流動負債 | 1,229 |
| | 固定負債 | — |
| | **負債合計** | **1,229** |
| | 指定正味財産 | 570,000 |
| | 一般正味財産 | 86,972 |
| | **正味財産合計** | **656,972** |
| | **合計** | **658,201** |

## 第18期決算公告

令和８年５月20日
茨城県つくば市島名字中西2928―３、―５（万博公園西Ｆ28街区８画地）ウエストパークⅡ102号室
**株式会社モノプロダクション**
代表取締役　沈　　栄普

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 290,370 |
| | 固定資産 | 10,940 |
| | **合計** | **301,310** |
| 純負資債産及のび部 | 流動負債 | 31,991 |
| | 株主資本 | 269,319 |
| | 資本金 | 40,000 |
| | 利益剰余金 | 229,319 |
| | その他利益剰余金 | 229,319 |
| | （うち当期純利益） | (27,853) |
| | **合計** | **301,310** |

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日
茨城県つくば市島名字中西二九二八―三、―五（万博公園西Ｆ二八街区八画地）ウエストパークⅡ一〇二号室
株式会社モノプロダクション
代表取締役　沈　　栄普

## 決　算　公　告

令和８年５月20日
山形市蔵王成沢2286番地の６
**佐野設備株式会社**
代表取締役　佐野　公彦

**貸借対照表の要旨**
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 72,163 |
| | 固定資産 | 72,890 |
| | 合計 | 145,054 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 17,010 |
| | 固定負債 | 7,192 |
| | 株主資本 | 120,851 |
| | 資本金 | 18,000 |
| | 利益剰余金 | 102,851 |
| | 利益準備金 | 5,000 |
| | その他利益剰余金 | 97,851 |
| | （うち当期純利益） | (204) |
| | 合計 | 145,054 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日
山形市蔵王成沢二二八六番地の六
佐野設備株式会社
代表取締役　佐野　公彦

## 第３期決算公告

令和８年５月20日
東京都中央区銀座八丁目14番５号
**株式会社Ｍ＆Ａサポーターズ**
代表取締役　川渕　誉雄

**貸借対照表の要旨**
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,484 |
| | 固定資産 | 142,194 |
| | 繰延資産 | 203 |
| | 資産合計 | 144,882 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 3,529 |
| | 固定負債 | 142,194 |
| | 株主資本 | △841 |
| | 資本金 | 2,000 |
| | 利益剰余金 | △2,841 |
| | その他利益剰余金 | △2,841 |
| | （うち当期純損失） | (2,153) |
| | 負債・純資産合計 | 144,882 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億七千十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日
茨城県つくば市千現二丁目一番地六
株式会社エアメンブレン
代表取締役　長谷川雅考

## 第８期決算公告　令和８年５月20日

茨城県つくば市千現二丁目１番地６
**株式会社エアメンブレン**
代表取締役　長谷川雅考

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 77,858 |
| | 固定資産 | 20,830 |
| | 資産合計 | 98,688 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 14,647 |
| | 固定負債 | 29,320 |
| | 株主資本 | 54,721 |
| | 資本金 | 80,000 |
| | 資本剰余金 | 75,000 |
| | 資本準備金 | 75,000 |
| | 利益剰余金 | △100,278 |
| | その他利益剰余金 | △100,278 |
| | （うち当期純損失） | (84,659) |
| | 負債・純資産合計 | 98,688 |

## 第６期決算公告

令和８年５月20日
東京都中央区銀座八丁目14番５号
**株式会社パッション・エージェント**
代表取締役　川渕　誉雄

**貸借対照表の要旨**
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,855 |
| | 固定資産 | 1,120 |
| | 繰延資産 | 1,132 |
| | 資産合計 | 4,109 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 80,770 |
| | 株主資本 | △76,660 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △86,660 |
| | その他利益剰余金 | △86,660 |
| | （うち当期純損失） | (2,332) |
| | 負債・純資産合計 | 4,109 |

## 第37期決算公告

令和８年５月20日
埼玉県志木市下宗岡四丁目22番15号
**株式会社東窓ブロンズ**
代表取締役　藤野　数行

**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 14,318 |
| | 固定資産 | 2,337 |
| | 資産合計 | 16,655 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 6,919 |
| | 固定負債 | 1,748 |
| | 株主資本 | 7,988 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | △12,011 |
| | 利益準備金 | 100 |
| | 任意積立金 | 649 |
| | その他利益剰余金 | △12,761 |
| | （うち当期純損失） | (213) |
| | 負債・純資産合計 | 16,655 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日
埼玉県志木市下宗岡四丁目二二番一五号
株式会社東窓ブロンズ
代表取締役　藤野　数行

## 第１期決算公告　令和８年５月20日

東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー11階、Ｓ1101
**TS Information＆Technology Japan株式会社**
代表取締役　新井　　党

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,000,000 |
| | 資産合計 | 1,000,000 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 47,336 |
| | 負債合計 | 47,336 |
| | 株主資本 | 952,664 |
| | 資本金 | 1,000,000 |
| | 利益剰余金 | △47,336 |
| | その他利益剰余金 | △47,336 |
| | （うち当期純損失） | (47,336) |
| | 純資産合計 | 952,664 |
| | 負債・純資産合計 | 1,000,000 |

## 第９期決算公告　令和８年５月20日

東京都渋谷区神宮前四丁目26番28号２階
**株式会社ケイエスネットワーク**
代表取締役　加藤　伸司

**貸借対照表の要旨**（令和７年７月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 236,986 |
| | 固定資産 | 10,861,431 |
| | 資産合計 | 11,098,418 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 5,765,882 |
| | 固定負債 | 4,258,545 |
| | 株主資本 | 1,073,989 |
| | 資本金 | 163,000 |
| | 資本剰余金 | 163,010 |
| | 資本準備金 | 163,010 |
| | 利益剰余金 | 747,979 |
| | その他利益剰余金 | 747,979 |
| | （うち当期純損失） | (120,551) |
| | 負債・純資産合計 | 11,098,418 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億五千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年四月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日
東京都渋谷区神宮前四丁目二六番二八号二階
株式会社ケイエスネットワーク
代表取締役　加藤　伸司

## 第22期決算公告　2026年５月20日

東京都品川区大崎一丁目11番２号
**株式会社ベストプラクティス**
代表取締役　井門　宏紀

**貸借対照表の要旨**（2026年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 470,282 |
| | 固定資産 | 30,190 |
| | 資産合計 | 500,472 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 160,666 |
| | 賞与引当金 | 50,154 |
| | 固定負債 | 4,250 |
| | 退職給付引当金 | 4,250 |
| | 株主資本 | 335,556 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 325,556 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 323,056 |
| | （うち当期純利益） | (87,174) |
| | 負債・純資産合計 | 500,472 |

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

東京都豊島区南池袋二丁目四番一号ＳＡオフィス南池袋二〇三

株式会社共栄販売

代表取締役　米倉　弘貴

## 第４期決算公告

令和８年５月20日
東京都豊島区南池袋二丁目４番１号ＳＡオフィス南池袋203

**株式会社共栄販売**

代表取締役　米倉　弘貴

**貸借対照表の要旨**

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 3,637 |
| | 固定資産 | 2,436 |
| | 資産合計 | 6,074 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 218 |
| | 負債合計 | 218 |
| | 株主資本 | 5,855 |
| | 資本金 | 9,000 |
| | 利益剰余金 | △3,144 |
| | その他利益剰余金 | △3,144 |
| | （うち当期純利益） | (3,216) |
| | 純資産合計 | 5,855 |
| | 負債・純資産合計 | 6,074 |

## 第40期決算公告

令和８年５月20日
東京都文京区本郷二丁目38番16号

**ビー・ブラウンエースクラップ株式会社**

代表取締役　丸上　琢也

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（百万円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 10,990 |
| | 固定資産 | 6,435 |
| | 資産合計 | 17,425 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 10,124 |
| | （賞与引当金） | (372) |
| | 固定負債 | 496 |
| | （引当金等） | (397) |
| | 株主資本 | 6,805 |
| | 資本金 | 200 |
| | 利益剰余金 | 6,605 |
| | 利益準備金 | 50 |
| | その他利益剰余金 | 6,555 |
| | （うち当期純利益） | (490) |
| | 負債・純資産合計 | 17,425 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

東京都新宿区早稲田町九番地一二

（甲）株式会社名和田耕平デザイン事務所

代表取締役　名和田耕平

東京都新宿区早稲田町九番地一二

（乙）合同会社８８２３

代表社員　名和田桃子

## 第19期決算公告

令和８年５月20日

東京都新宿区早稲田町９番地12

**株式会社名和田耕平デザイン事務所**

代表取締役　名和田耕平

**貸借対照表の要旨**

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 36,474 |
| | 固定資産 | 53,254 |
| | 資産合計 | 89,729 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 20,774 |
| | 固定負債 | 525 |
| | 株主資本 | 68,429 |
| | 資本金 | 6,000 |
| | 利益剰余金 | 62,429 |
| | その他利益剰余金 | 62,429 |
| | （うち当期純利益） | (3,158) |
| | 負債・純資産合計 | 89,729 |

## 第２期決算公告

令和８年５月20日
東京都中央区京橋二丁目２番１号京橋エドグラン27階

**BNext Japan株式会社**

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 105,589 |
| | 固定資産 | — |
| | 資産合計 | 105,589 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,716 |
| | 株主資本 | 120,000 |
| | 資本金 | 120,000 |
| | 資本剰余金 | — |
| | 資本準備金 | — |
| | 利益剰余金 | △17,127 |
| | その他利益剰余金 | △17,127 |
| | （うち当期純損失） | (17,127) |
| | 負債・純資産合計 | 105,589 |

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ｐｅｑｕｏｄ（住所東京都渋谷区神泉町二〇番一五号神泉モンドビル二階）に対して当社のウォーターサーバー事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また、当社は新設分割の効力発生日において株式会社Ｎｏ.８に商号変更する予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

東京都渋谷区神泉町二〇番一五号

神泉モンドビル二階

株式会社ｐｅｑｕｏｄ

代表取締役　石原　壮大

## 第10期決算公告

令和８年５月20日
東京都渋谷区神泉町20番15号
神泉モンドビル２階

**株式会社ｐｅｑｕｏｄ**

代表取締役　石原　壮大

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 661,165 |
| | 固定資産 | 174,819 |
| | 合計 | 835,985 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 226,608 |
| | 固定負債 | 443,856 |
| | 株主資本 | 165,520 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 155,520 |
| | その他利益剰余金 | 155,520 |
| | （うち当期純利益） | (92,185) |
| | 合計 | 835,985 |

## 第３期決算公告

令和８年５月20日
東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
明治安田生命ビル21階

**イノベイトネクサス株式会社**

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 500 |
| | 固定資産 | — |
| | 資産合計 | 500 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | — |
| | 株主資本 | 500 |
| | 資本金 | 500 |
| | 資本剰余金 | — |
| | 資本準備金 | — |
| | 利益剰余金 | — |
| | その他利益剰余金 | — |
| | （うち当期純利益） | (—) |
| | 負債・純資産合計 | 500 |

## 第10期決算公告

令和８年５月20日
東京都中央区京橋二丁目２番１号京橋エドグラン27階

**ＡＩＪＰマーチャントサービス株式会社**

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,936,689 |
| | 固定資産 | 48,334 |
| | 資産合計 | 1,985,024 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,869,948 |
| | 賞与引当金 | 66,889 |
| | 有給休暇引当金 | 9,007 |
| | 株主資本 | 115,075 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | 資本準備金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 95,075 |
| | その他利益剰余金 | 95,075 |
| | （うち当期純利益） | (35,241) |
| | 負債・純資産合計 | 1,985,024 |

## 第71期決算公告

令和８年５月20日
神奈川県横須賀市金谷三丁目１番10号

**東洋商工株式会社**

代表取締役　鈴木　博之

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額（円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 10,297,114 |
| | 固定資産 | 96,899,645 |
| | 合計 | 107,196,759 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 34,408,115 |
| | 固定負債 | 2,542,650 |
| | 株主資本 | 70,245,994 |
| | 資本金 | 45,000,000 |
| | 利益剰余金 | 25,245,994 |
| | 利益準備金 | 9,075,000 |
| | その他利益剰余金 | 16,170,994 |
| | （うち当期純損失） | (183,697) |
| | 合計 | 107,196,759 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十日

神奈川県横須賀市金谷三丁目一番一〇号

（甲）東洋商工株式会社

代表取締役　鈴木　博之

神奈川県横須賀市金谷三丁目一番一〇号

（乙）有限会社東洋

取締役　鈴木　博之

## 第７期決算公告

令和８年５月20日
横浜市中区本牧ふ頭３番地ＵＳＳ内
**株式会社Ｙ．Ｓ．Ｃ．Ｃ．**
代表取締役　小山　次郎

**貸借対照表の要旨**（令和８年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 32,140 |
| | 固定資産 | 3,274 |
| | 資産合計 | 35,415 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 83,657 |
| | 固定負債 | 58,928 |
| | 株主資本 | △107,170 |
| | 資本金 | 87,000 |
| | 資本剰余金 | 62,000 |
| | 資本準備金 | 62,000 |
| | 利益剰余金 | △256,170 |
| | その他利益剰余金 | △256,170 |
| | （うち当期純損失） | (68,929) |
| | 負債・純資産合計 | 35,415 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日
横浜市中区本牧ふ頭三番地ＵＳＳ内
株式会社Ｙ．Ｓ．Ｃ．Ｃ．
代表取締役　小山　次郎

## 第13期決算公告

令和８年３月23日
東京都千代田区麹町三丁目５番20号
ＶＯＲＴ麹町ｐｌｕｓ６Ｆ
**株式会社Ｓｙｎｋ**
代表取締役　相良　俊哉

**貸借対照表の要旨**（令和８年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 116,933 |
| | 固定資産 | 46,810 |
| | 資産合計 | 163,743 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 27,706 |
| | （賞与引当金） | (3,246) |
| | 株主資本 | 136,037 |
| | 資本金 | 60,000 |
| | 資本剰余金 | 20,000 |
| | 資本準備金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 56,037 |
| | その他利益剰余金 | 56,037 |
| | （うち当期純利益） | (327) |
| | 負債・純資産合計 | 163,743 |

## 第９期決算公告

令和８年５月20日
山梨県甲州市勝沼町勝沼2543番８
**株式会社ヴィンヤード・キクシマ**
代表取締役　菊島　邦夫

**貸借対照表の要旨**
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 16,646 |
| | 固定資産 | 18,220 |
| | 合計 | 34,866 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,342 |
| | 固定負債 | 26,600 |
| | 株主資本 | 6,924 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △3,076 |
| | その他利益剰余金 | △3,076 |
| | （うち当期純利益） | (59) |
| | 合計 | 34,866 |

**組織変更公告**

当会社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日
山梨県甲州市勝沼町勝沼二五四三番八
株式会社ヴィンヤード・キクシマ
代表取締役　菊島　邦夫

## 第11期決算公告

令和８年５月20日
東京都町田市中町一丁目４－２
**株式会社アジラ**

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 474,421 |
| | 固定資産 | 215,478 |
| | 資産合計 | 689,900 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 204,668 |
| | 受注損失引当金 | 350 |
| | 固定負債 | 450,000 |
| | 株主資本 | 35,232 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 資本剰余金 | 384,282 |
| | 資本準備金 | 384,282 |
| | 利益剰余金 | △436,450 |
| | その他利益剰余金 | △436,450 |
| | （うち当期純損失） | (436,450) |
| | 自己株式 | △12,600 |
| | 負債・純資産合計 | 689,900 |

## 第20期決算公告

令和８年５月20日
滋賀県米原市西円寺427番地
**株式会社近江アセットツー**
代表取締役　山田　普

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,060,575 |
| | 固定資産 | 5,142,351 |
| | 合計 | 6,202,926 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 867,595 |
| | 固定負債 | 3,342,013 |
| | 株主資本 | 1,993,318 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 1,990,318 |
| | その他利益剰余金 | 1,990,318 |
| | （うち当期純利益） | (255,111) |
| | 合計 | 6,202,926 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。両社の株主総会の承認決議は令和八年五月一日に終しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　左記のとおりです。
(乙)　計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十日
滋賀県米原市西円寺四二七番地
(甲)　株式会社近江アセットツー
代表取締役　山田　普
滋賀県米原市西円寺四二七番地
(乙)　有限会社近江アセットワン
取締役　山田　普

## 第27期決算公告

令和８年３月27日
東京都品川区東五反田二丁目17番２号
**アドバンスドサプライ**
**マニファクチャリング株式会社**
代表取締役　クリスチャン　ルフォール

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 254,275 |
| | 繰延資産 | 28 |
| | 資産合計 | 254,303 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 4,978 |
| | 株主資本 | 249,325 |
| | 資本金 | 80,000 |
| | 利益剰余金 | 169,325 |
| | 利益準備金 | 10,896 |
| | その他利益剰余金 | 158,429 |
| | （うち当期純損失） | (4,691) |
| | 負債・純資産合計 | 254,303 |

## 第32期決算公告

令和８年５月20日
大阪市西区北堀江二丁目１番11号久我ビル北館５階
**株式会社ウエルネスサプライ**
代表取締役　薄井　修司

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 623,181 |
| | 固定資産 | 345,582 |
| | 繰延資産 | 10,898 |
| | 合計 | 979,661 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 226,047 |
| | 固定負債 | 553,039 |
| | 株主資本 | 200,575 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 190,575 |
| | 利益準備金 | 390 |
| | その他利益剰余金 | 190,185 |
| | （うち当期純利益） | (12,202) |
| | 合計 | 979,661 |

**吸収分割公告**

当社（甲）は、吸収分割により株式会社輝きファクトリー（乙、住所大阪市西区北堀江二丁目一番一一号久我ビル北館九階）のスタジオ事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　左記のとおりです。
(乙)　清算株式会社です。

令和八年五月二十日
大阪市西区北堀江二丁目一番一一号久我ビル北館五階
株式会社ウエルネスサプライ
代表取締役　薄井　修司

## 第１期決算公告

令和８年５月20日
東京都港区南青山二丁目４番11号
**株式会社ＡＮＮＩＶＥＬ**
代表取締役　臼井　満

**貸借対照表の要旨**（令和８年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 89,911 |
| | 固定資産 | 24,042 |
| | 資産合計 | 113,953 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,129 |
| | 株主資本 | 111,824 |
| | 資本金 | 75,000 |
| | 資本剰余金 | 75,000 |
| | 資本準備金 | 75,000 |
| | 利益剰余金 | △38,175 |
| | その他利益剰余金 | △38,175 |
| | （うち当期純損失） | (38,175) |
| | 負債・純資産合計 | 113,953 |

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千八百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

高知県高知市仲田町二番一一号
アニバーサリーコンシェル株式会社
代表取締役　福島　元幸

## 第７期決算公告

令和８年５月20日
高知県高知市仲田町２番11号
**アニバーサリーコンシェル株式会社**
代表取締役　福島　元幸

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 20,940 |
| | 固定資産 | 38,255 |
| | 繰延資産 | 110,808 |
| | 合計 | 170,005 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 37,407 |
| | 固定負債 | 74,200 |
| | 株主資本 | 58,397 |
| | 資本金 | 93,000 |
| | 利益剰余金 | △34,602 |
| | その他利益剰余金 | △34,602 |
| | （うち当期純損失） | (22,979) |
| | 合計 | 170,005 |

## 第１期決算公告

令和８年５月20日
東京都千代田区紀尾井町４番１号
**Ｗ４パートナーズ株式会社**
代表取締役　岡部　健介

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 788,956 |
| | 固定資産 | 1,000 |
| | 資産合計 | 789,956 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 169 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | 789,787 |
| | 資本金 | 95,000 |
| | 資本剰余金 | 695,000 |
| | 資本準備金 | 395,000 |
| | その他資本剰余金 | 300,000 |
| | 利益剰余金 | △213 |
| | その他利益剰余金 | △213 |
| | （うち当期純損失） | (213) |
| | 負債・純資産合計 | 789,956 |

## 第５期決算公告

令和８年５月20日
東京都港区虎ノ門五丁目９番１号
**ＬＩＦＥＨＵＢ株式会社**
代表取締役　中野　裕士

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 29,924 |
| | 固定資産 | 6,121 |
| | 繰延資産 | 1,509 |
| | 合計 | 37,554 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 1,857 |
| | 固定負債 | 2,505 |
| | 株主資本 | 32,957 |
| | 資本金 | 59,795 |
| | 資本剰余金 | 219,724 |
| | 利益剰余金 | △246,561 |
| | その他利益剰余金 | △246,561 |
| | （うち当期純損失） | (83,756) |
| | 新株予約権 | 235 |
| | 合計 | 37,554 |

## 第10期決算公告

令和８年５月20日
岐阜県瑞穂市重里186番地２
**起承投資育成株式会社**
代表取締役　畑　祐樹

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 543,455 |
| | 固定資産 | 340,550 |
| | 合計 | 884,006 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 527,688 |
| | 固定負債 | 263,101 |
| | 株主資本 | 93,216 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 54,974 |
| | その他資本剰余金 | 54,974 |
| | 利益剰余金 | 28,241 |
| | その他利益剰余金 | 28,241 |
| | （うち当期純利益） | (8,091) |
| | 合計 | 884,006 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしましたのであります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載の日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月二十八日
掲載頁　左記のとおり
令和八年五月二十日

（乙）
沖縄県那覇市若狭二丁目二番一二号
代表取締役　藤田　紀伊見荘
岐阜県瑞穂市重里一八六番地二
代表取締役　畑　祐樹
起承投資育成株式会社

## 第１期決算公告

令和８年５月20日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー
**株式会社ＮＳＳＫ－Ｈ１**
代表取締役　津坂　純

**貸借対照表の要旨**
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 50 |
| | 合計 | 50 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 455 |
| | 株主資本 | △405 |
| | 資本金 | 50 |
| | 利益剰余金 | △455 |
| | その他利益剰余金 | △455 |
| | （うち当期純損失） | (455) |
| | 合計 | 50 |

## 第３期決算公告

2026年５月20日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
**ジェイ・シー・エイチ・ワン特定目的会社**
取締役　北川　久芳

**貸借対照表の要旨**（2026年１月31日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 特定資産 | 15,582 | 流動負債 | 109 |
| その他の資産 | 1,221 | 固定負債 | 11,507 |
| 流動資産 | 1,087 | 負債合計 | 11,617 |
| 固定資産 | 124 | 社員資本 | 5,185 |
| 繰延資産 | 8 | 特定資本金 | 0 |
| | | 優先資本金 | 5,343 |
| | | 剰余金 | △158 |
| | | 当期未処理損失 | 158 |
| | | 純資産合計 | 5,185 |
| 資産合計 | 16,803 | 負債・純資産合計 | 16,803 |

**損益計算書の要旨**
（自　2025年２月１日　至　2026年１月31日）
（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業収益 | 550 |
| 営業費用 | 656 |
| 営業損失 | 106 |
| 営業外収益 | 0 |
| 営業外費用 | 51 |
| 経常損失 | 156 |
| 税引前当期純損失 | 156 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1 |
| 当期純損失 | 158 |

## 令和７年度決算公告

令和８年５月20日
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
**The＆Partnership Japan株式会社**
代表取締役　椎名　礼雄

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 43,377 |
| | 固定資産 | 0 |
| | 合計 | 43,377 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 76,615 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | △33,237 |
| | 資本金 | 15,010 |
| | 利益剰余金 | △48,247 |
| | 利益準備金 | 3,753 |
| | その他利益剰余金 | △52,000 |
| | （うち当期純損失） | (47,403) |
| | 合計 | 43,377 |

## 第１期決算公告

2026年５月20日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
**ジェイ・シー・エイチ・ツー特定目的会社**
取締役　北川　久芳

**貸借対照表の要旨**（2026年１月31日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 特定資産 | 14,416 | 流動負債 | 391 |
| その他の資産 | 1,423 | 固定負債 | 11,000 |
| 流動資産 | 1,308 | 負債合計 | 11,391 |
| 固定資産 | 106 | 社員資本 | 4,448 |
| 繰延資産 | 7 | 特定資本金 | 0 |
| | | 優先資本金 | 4,470 |
| | | 剰余金 | △21 |
| | | 当期未処理損失 | 21 |
| | | 純資産合計 | 4,448 |
| 資産合計 | 15,840 | 負債・純資産合計 | 15,840 |

**損益計算書の要旨**
（自　2025年９月12日　至　2026年１月31日）
（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業収益 | 48 |
| 営業費用 | 62 |
| 営業損失 | 13 |
| 営業外収益 | 0 |
| 営業外費用 | 8 |
| 経常損失 | 21 |
| 税引前当期純損失 | 21 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 0 |
| 当期純損失 | 21 |

## 第　５　期　決　算　公　告

2026年５月20日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
**ムーン・ホールディング特定目的会社**
取締役　北川　久芳

**貸借対照表の要旨**（2026年１月31日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 特定資産 | 40,496 | 流動負債 | 275 |
| 有形固定資産 | 40,496 | 固定負債 | 29,677 |
| その他の資産 | 5,393 | **負債合計** | **29,952** |
| 流動資産 | 5,292 | 社員資本 | 15,937 |
| 固定資産 | 81 | 特定資本金 | 0 |
| 繰延資産 | 19 | 優先資本金 | 16,182 |
| | | 剰余金 | △245 |
| | | 当期未処理損失 | 245 |
| | | **純資産合計** | **15,937** |
| **資産合計** | **45,890** | **負債・純資産合計** | **45,890** |

**損益計算書の要旨**
（自　2025年２月１日　至　2026年１月31日）
（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業収益 | 1,891 |
| 営業費用 | 2,098 |
| 営業損失 | 207 |
| 営業外収益 | 2 |
| 営業外費用 | 39 |
| 経常損失 | 243 |
| 税引前当期純損失 | 243 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1 |
| 当期純損失 | 245 |

## 第６期決算公告　　令和８年５月20日

神奈川県川崎市高津区子母口398番地
**株式会社テクノサイエンスシステムズ**
代表取締役　松岡　　進

**貸借対照表の要旨**（令和８年２月28日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 447,876 |
| | 固定資産 | 73,517 |
| | 繰延資産 | 4,250 |
| | **資産合計** | **525,643** |
| 負債純資産の部 | 流動負債 | 169,376 |
| | 固定負債 | 136,714 |
| | 株主資本 | 219,553 |
| | 資本金 | 40,000 |
| | 利益剰余金 | 179,553 |
| | その他利益剰余金 | 179,553 |
| | （うち当期純利益） | （6,759） |
| | **負債・純資産合計** | **525,643** |

## 第　26　期　決　算　公　告

令和８年５月20日
東京都千代田区丸の内一丁目１番３号
**株式会社セールスフォース・ジャパン**
代表取締役会長　兼　社長　小出　伸一

**貸借対照表の要旨**（令和８年１月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 111,564 | 流動負債 | 171,165 |
| 固定資産 | 78,988 | （賞与引当金） | （5,305） |
| | | （役員賞与引当金） | （8） |
| | | 固定負債 | 7,338 |
| | | 株主資本 | 12,048 |
| | | 資本金 | 100 |
| | | 資本剰余金 | — |
| | | 資本準備金 | — |
| | | その他資本剰余金 | — |
| | | 利益剰余金 | 11,948 |
| | | 利益準備金 | 25 |
| | | その他利益剰余金 | 11,923 |
| **資産合計** | **190,552** | **負債・純資産合計** | **190,552** |

**損益計算書の要旨**
（自　令和７年２月１日　至　令和８年１月31日）
（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 売上高 | 306,559 |
| 売上原価 | 212,175 |
| 売上総利益 | 94,384 |
| 販売費及び一般管理費 | 83,082 |
| 営業利益 | 11,302 |
| 営業外収益 | 734 |
| 営業外費用 | 186 |
| 経常利益 | 11,850 |
| 特別損失 | 994 |
| 税引前当期純利益 | 10,857 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,173 |
| 法人税等調整額 | △268 |
| 当期純利益 | 6,952 |

## 第９期決算公告　　令和８年５月20日

静岡県掛川市浜川新田字外ノ切開地1929番地１
**株式会社メルコテクノレックス**
代表取締役　蔡　　政宏

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 338,767 |
| | 固定資産 | 202,447 |
| | 合計 | **541,214** |
| 負債純資産の部 | 流動負債 | 94,908 |
| | 固定負債 | 71,443 |
| | 株主資本 | 377,573 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | その他資本剰余金 | 41,684 |
| | 利益剰余金 | 325,889 |
| | （うち当期純利益） | （5,201） |
| | 評価・為替差額等 | △2,710 |
| | 合計 | **541,214** |

## 第　９　期　決　算　公　告

令和８年５月20日
東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
**ｍｏｔｏ株式会社**
代表取締役　池永　彰文

**貸借対照表の要旨**
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 141,284 |
| | **資産合計** | **141,284** |
| 負債純資産の部 | 流動負債 | 1,458 |
| | 固定負債 | 62 |
| | 株主資本 | 139,763 |
| | 資本金 | 300 |
| | 利益剰余金 | 139,463 |
| | その他利益剰余金 | 139,463 |
| | （うち当期純利益） | （8,275） |
| | **負債・純資産合計** | **141,284** |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は甲は金融商品取引法による有価証券報告書提出済であり乙は左記のとおりであります。

令和八年五月二十日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号
（甲）ログリー株式会社
代表取締役　吉永　浩和
東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一五号
（乙）ｍｏｔｏ株式会社
代表取締役　池永　彰文

## 第　66　期　決　算　公　告

令和８年５月20日
大阪府四條畷市蔀屋新町３番７号
**吉川鐵工株式会社**
代表取締役　吉川　晃平

**貸借対照表の要旨**（令和８年２月28日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 688,228 |
| | 固定資産 | 3,705,715 |
| | 合計 | **4,393,943** |
| 負債純資産の部 | 流動負債 | 66,205 |
| | 固定負債 | 591,160 |
| | 株主資本 | 3,736,578 |
| | 資本金 | 45,000 |
| | 利益剰余金 | 3,696,303 |
| | 利益準備金 | 11,250 |
| | その他利益剰余金 | 3,685,053 |
| | （うち当期純利益） | （105,663） |
| | 自己株式 | △4,725 |
| | 合計 | **4,393,943** |

## 第　19　期　決　算　公　告

令和８年５月20日
東京都大田区羽田空港一丁目１番４号
**羽田空港サービス株式会社**
代表取締役　丸尾桂次郎

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,174,490 |
| | 固定資産 | 794,051 |
| | **資産合計** | **1,968,541** |
| 負債純資産の部 | 流動負債 | 544,642 |
| | 固定負債 | 566,604 |
| | 株主資本 | 857,295 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 836,795 |
| | その他利益剰余金 | 836,795 |
| | （うち当期純利益） | （50,548） |
| | 自己株式 | △9,500 |
| | **負債・純資産合計** | **1,968,541** |

**準備金の額の減少公告**

当社は、令和八年六月二十五日を効力発生日とする羽田空港グローバルサービス株式会社との株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日
東京都大田区羽田空港一丁目一番四号
羽田空港サービス株式会社
代表取締役　丸尾桂次郎

## 第29期決算公告　　令和８年５月８日

兵庫県西宮市深津町１番16号
**ラボテック・インターナショナル株式会社**
代表取締役　森岡　泰隆

**貸借対照表の要旨**（令和８年２月28日現在）

| 科目 | | 金額（百万円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 66 |
| | 固定資産 | 72 |
| | 合計 | **138** |
| 負債純資産の部 | 流動負債 | 70 |
| | 固定負債 | 31 |
| | 株主資本 | 37 |
| | 資本金 | 50 |
| | 資本剰余金 | 0 |
| | 資本準備金 | 0 |
| | 利益剰余金 | △13 |
| | 利益準備金 | 13 |
| | その他利益剰余金 | △25 |
| | （うち当期純損失） | （89） |
| | 合計 | **138** |

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社ミューランド（住所京都市中京区間之町通夷川上る楠町六〇一番地五）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

京都市中京区夷川通間之町東入夷町五七番地　株式会社川上

代表取締役　川上　泰司

**第74期決算公告**　令和８年５月20日

京都市中京区夷川通間之町東入夷町557番地

**株式会社川上**

代表取締役　川上　泰司

**貸借対照表の要旨**（令和８年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 356,095 |
| | 固定資産 | 873,280 |
| | **資産合計** | **1,229,376** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 243,944 |
| | 固定負債 | 503,891 |
| | 株主資本 | 481,540 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 473,165 |
| | 利益準備金 | 5,700 |
| | その他利益剰余金 | 467,465 |
| | （うち当期純利益） | (45,920) |
| | 自己株式 | △1,625 |
| | **負債・純資産合計** | **1,229,376** |

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｂｅｎｔｏ＆ｃｏ（住所京都市中京区六角通麩屋町東入八百屋町一一七番地）に対して当社の送り状発行システム事業（Ｓｈｉｐ＆ｃｏ事業）を除く全ての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

京都市中京区六角通麩屋町東入八百屋町一一七　株式会社ＢＥＲＴＲＡＮＤ

代表取締役　ベルトラントママリ

**第16期決算公告**　令和８年５月20日

京都市中京区六角通麩屋町東入八百屋町117

**株式会社ＢＥＲＴＲＡＮＤ**

代表取締役　ベルトラントママリ

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 254,568 |
| | 固定資産 | 4,300 |
| | **資産合計** | **258,869** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 41,414 |
| | 固定負債 | 31,458 |
| | 株主資本 | 185,997 |
| | 資本金 | 77,295 |
| | 資本剰余金 | 67,295 |
| | 資本準備金 | 67,295 |
| | 利益剰余金 | 41,407 |
| | その他利益剰余金 | 41,407 |
| | （うち当期純利益） | (21,942) |
| | **負債・純資産合計** | **258,869** |

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を五億千四百四十九万六百六十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

沖縄県沖縄市知花五丁目三九番三号　株式会社プローブ

代表取締役　東江　勝

**決　算　公　告**

令和８年５月20日

沖縄県沖縄市知花五丁目39番３号

**株式会社プローブ**

代表取締役　東江　勝

**貸借対照表の要旨**

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 69,119 |
| | 固定資産 | 116,015 |
| | **合計** | **185,134** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 15,135 |
| | 固定負債 | 50,000 |
| | 株主資本 | 119,998 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 99,998 |
| | その他利益剰余金 | 99,998 |
| | （うち当期純利益） | (37,470) |
| | **合計** | **185,134** |

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を三億八千三百二十二万千三百八十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

沖縄県沖縄市照屋三―三―一アルプスビル三〇五号室　株式会社エージー産業

代表取締役　東江チエミ

**決　算　公　告**

令和８年５月20日

沖縄県沖縄市照屋３―３―１アルプスビル305号室

**株式会社エージー産業**

代表取締役　東江チエミ

**貸借対照表の要旨**

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 166,768 |
| | 固定資産 | 27,324 |
| | **合計** | **194,092** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 62,823 |
| | 株主資本 | 131,269 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 111,269 |
| | その他利益剰余金 | 111,269 |
| | （うち当期純利益） | (38,110) |
| | **合計** | **194,092** |

**第７期決算公告**　令和８年３月30日

福岡県福岡市西区元岡744

**株式会社九大アグリベンチャー**

代表取締役　中溝　公次

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 5,397 |
| | **資産合計** | **5,397** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 71 |
| | 株主資本 | 5,326 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △4,674 |
| | その他利益剰余金 | △4,674 |
| | （うち当期純損失） | (445) |
| | **負債・純資産合計** | **5,397** |

**第４期決算公告**

令和８年３月31日

東京都千代田区二番町５番地６

**一般社団法人 自然共生化社会研究会**

代表理事　涌井　史郎

**貸借対照表の要旨**

（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 12,430 |
| | **資産合計** | **12,430** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,148,658 |
| | 未払法人税等 | 70,000 |
| | 預り金 | 6,432 |
| | 短期借入金 | 1,072,226 |
| | **負債合計** | **1,148,658** |
| | **純資産合計** | **△1,136,228** |
| | **負債・純資産合計** | **12,430** |

**第11期決算公告**

令和８年４月28日

東京都千代田区六番町12番地６

**一般社団法人**

**日本アクティブラーニング協会**

代表理事　相川　秀希

**貸借対照表の要旨**

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 11,875 |
| | **合計** | **11,875** |
| 負債及び正味財産の部 | 流動負債 | 10,135 |
| | **負債合計** | **10,135** |
| | 前期繰越正味財産 | 1,571 |
| | 当期正味財産増減額 | 169 |
| | **正味財産合計** | **1,740** |
| | **合計** | **11,875** |

**財産処分についての公告**

当宗教法人は、決議に基づき下記財産を処分するため公告する。

債権者は、本公告掲載の日から２箇月以内に異議を申し出られたい。

記

栃木県那須郡那須町大字湯本字ツムジケ平213番54（原野）97,952㎡、213番711（山林）13,824㎡、213番918（原野）8,647㎡、213番919（池沼）5,890㎡、以上

令和８年５月20日

東京都葛飾区新小岩２丁目23番５号

宗教法人天帝教

代表役員　古舘　忠夫

## 第 44 期 決 算 公 告

令和８年５月20日

埼玉県東松山市大字上野本961番地

**明成建材工業株式会社**

代表取締役　秋山　　章

**貸借対照表の要旨**

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 42,401 |
| | 固定資産 | 16,847 |
| | 資産合計 | 59,248 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 71,088 |
| | 固定負債 | 28,944 |
| | 株主資本 | △40,784 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △50,784 |
| | その他利益剰余金 | △50,784 |
| | （うち当期純損失） | (5,333) |
| | 負債・純資産合計 | 59,248 |

## 合併公告

令和８年５月20日

埼玉県東松山市大字上野本961番地

（甲）明成建材工業株式会社

代表取締役　秋山　　章

埼玉県東松山市大字上野本961番地

（乙）有限会社秋山商店

代表取締役　秋山　一章

上記（甲）（乙）計算書類の公告義務はありません。

（甲）は、令和８年５月20日をもって（乙）を承継しました。

（乙）は、令和８年５月20日の株主総会の決議により解散しました。

（甲）は、（乙）の権利義務全部を承継して存続し、（乙）は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、（甲）の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## 第 30 期決算公告

2026年４月28日

新潟県新潟市中央区清五郎67番地12

**株式会社アルビレックス新潟**

代表取締役社長　野沢　洋輔

**貸借対照表の要旨**（2026年１月31日現在）

| 科目 | | 金額（百万円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,897 |
| | 固定資産 | 929 |
| | 資産合計 | 3,826 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,203 |
| | 固定負債 | 675 |
| | 株主資本 | 1,948 |
| | 資本金 | 100 |
| | 資本剰余金 | 612 |
| | 資本準備金 | 612 |
| | 利益剰余金 | 1,235 |
| | その他利益剰余金 | 1,235 |
| | （うち当期純利益） | (275) |
| | 負債・純資産合計 | 3,826 |

## 第 42 期 決 算 公 告

令和８年４月24日

秋田県男鹿市船越字内子89番地

**株式会社アマノ**

代表取締役　天野　良喜

**貸借対照表の要旨**

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 3,881,955 | 流動負債 | 1,322,547 |
| 固定資産 | 2,222,020 | 固定負債 | 252,779 |
| 繰延資産 | 0 | 株主資本 | 4,528,649 |
| | | 資本金 | 40,000 |
| | | 資本剰余金 | 0 |
| | | 利益剰余金 | 4,488,649 |
| | | 利益準備金 | 10,000 |
| | | その他利益剰余金 | 4,478,649 |
| | | （うち当期純利益） | (398,948) |
| 資産合計 | 6,103,975 | 負債・純資産合計 | 6,103,975 |

## 第 49 期 決 算 公 告

令和８年５月20日

千葉市美浜区新港17番地

**千葉埠頭サイロ株式会社**

代表取締役　加瀬　晴久

**貸借対照表の要旨**　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 291,140 | 流動負債 | 16,018 |
| 固定資産 | 677,962 | （役員賞与引当金） | (1,022) |
| 有形固定資産 | 602,562 | 固定負債 | 5,278 |
| 無形固定資産 | 4,423 | （役員退職慰労引当金） | (1,024) |
| 投資その他の資産 | 70,977 | 株主資本 | 928,958 |
| | | 資本金 | 80,000 |
| | | 利益剰余金 | 848,958 |
| | | 利益準備金 | 20,000 |
| | | その他利益剰余金 | 828,958 |
| | | （うち当期純利益） | (13,655) |
| | | 評価・換算差額等 | 18,848 |
| 資産合計 | 969,102 | 負債・純資産合計 | 969,102 |

## 第 52 期 決 算 公 告

令和８年５月20日　　東京都豊島区東池袋四丁目24番３号

**株式会社丸大**

代表取締役　井口　昌康

**貸借対照表の要旨**　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 6,327,076 | 流動負債 | 5,080,877 |
| 固定資産 | 17,503,010 | 固定負債 | 4,246,280 |
| 繰延資産 | 9,555 | 株主資本 | 14,512,485 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 資本剰余金 | △3,525,963 |
| | | 資本準備金 | 31,805 |
| | | その他資本剰余金 | △3,557,768 |
| | | 利益剰余金 | 18,028,448 |
| | | 利益準備金 | 35,000 |
| | | その他利益剰余金 | 17,993,448 |
| | | （うち当期純利益） | (744,157) |
| 資産合計 | 23,839,643 | 負債・純資産合計 | 23,839,643 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。乙は計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十日

東京都豊島区東池袋四丁目二四番三号

（甲）株式会社丸大

代表取締役　井口　昌康

東京都板橋区常盤台四丁目三二番一〇号

（乙）有限会社あい薬局

取締役　山内　泰一

## 決　算　公　告

令和８年５月20日

京都市南区西九条森本町86番地

**株式会社ナベル**

代表取締役　南部　邦彦

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 6,394 | 流動負債 | 2,872 |
| 固定資産 | 10,899 | 固定負債 | 105 |
| | | 退職給付引当金 | 105 |
| | | 株主資本 | 14,316 |
| | | 資本金 | 82 |
| | | 資本剰余金 | 75 |
| | | 資本準備金 | 75 |
| | | 利益剰余金 | 14,189 |
| | | 利益準備金 | 2 |
| | | その他利益剰余金 | 14,187 |
| | | （うち当期純利益） | (1,908) |
| | | 自己株式 | △ 30 |
| 資産合計 | 17,294 | 負債・純資産合計 | 17,294 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十日

京都市南区西九条森本町八六番地

（甲）株式会社ナベル

代表取締役　南部　邦彦

愛媛県松山市山越五丁目一〇番一五号

平和ビル一階

（乙）有限会社丸智

代表取締役　南部　隆彦

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社HD（住所京都府福知山市字長田小字大野下二七三七番地一二）に対して当社の資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

京都府福知山市字土一一一七番地の二

八七　橋本工業株式会社

代表取締役　橋本　良一

## 第58期決算公告

令和８年５月20日

京都府福知山市字土1117番地の287

**橋本工業株式会社**

代表取締役　橋本　良一

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 263,045 |
| | 固定資産 | 1,967,856 |
| | 繰延資産 | 2,622 |
| | 合計 | 2,233,524 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 206,261 |
| | 株主資本 | 2,027,262 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 資本剰余金 | 1,452,564 |
| | その他資本剰余金 | 1,452,564 |
| | 利益剰余金 | 544,698 |
| | 利益準備金 | 5,852 |
| | その他利益剰余金 | 538,846 |
| | （うち当期純利益） | (19,518) |
| | 合計 | 2,233,524 |

## 第22期決算公告

2026年５月20日

神戸市垂水区清水が丘２丁目10番22号

**山陽バス株式会社**

取締役社長　川久保文照

**貸借対照表の要旨**

（2026年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 727,814 |
| | 固定資産 | 1,663,790 |
| | 合計 | 2,391,605 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 745,880 |
| | 固定負債 | 1,106,182 |
| | 株主資本 | 539,542 |
| | 資本金 | 80,000 |
| | 利益剰余金 | 459,542 |
| | その他利益剰余金 | 459,542 |
| | （うち当期純利益） | (66,836) |
| | 合計 | 2,391,605 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

横浜市都筑区池辺町四七〇九番地

（甲）トモエ工業株式会社

代表取締役　荒尾　純平

横浜市都筑区池辺町四七〇九番地

（乙）株式会社アングル

代表取締役　小山　正義

## 第48期決算公告

令和８年５月20日

横浜市都筑区池辺町4709番地

**トモエ工業株式会社**

代表取締役　荒尾　純平

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 124,204 |
| | 固定資産 | 107,580 |
| | 合計 | 231,784 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 20,096 |
| | 固定負債 | 18,000 |
| | 株主資本 | 193,687 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 184,400 |
| | 利益準備金 | 20,120 |
| | その他利益剰余金 | 164,279 |
| | （うち当期純利益） | (25,645) |
| | 自己株式 | △712 |
| | 合計 | 231,784 |

## 第33期決算公告

令和８年５月20日

横浜市都筑区池辺町4709番地

**株式会社アングル**

代表取締役　小山　正義

**貸借対照表の要旨**

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 27,164 |
| | 固定資産 | 108,316 |
| | 合計 | 135,481 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 43,490 |
| | 株主資本 | 91,990 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 81,990 |
| | 利益準備金 | 2,200 |
| | その他利益剰余金 | 79,790 |
| | （うち当期純利益） | (3,044) |
| | 合計 | 135,481 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

神奈川県藤沢市湘南台四丁目一〇番地の二四

（甲）株式会社日友インターナショナル

代表取締役　成田ビットル

神奈川県藤沢市湘南台四丁目一〇番地の二四

（乙）株式会社シティ

代表取締役　陳　美燕

## 第30期決算公告

令和８年５月20日

神奈川県藤沢市湘南台四丁目10番の24

**株式会社日友インターナショナル**

代表取締役　成田ビットル

**貸借対照表の要旨**

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 92,871 |
| | 固定資産 | 354,736 |
| | 合計 | 447,608 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 189,918 |
| | 固定負債 | 239,343 |
| | 株主資本 | 18,347 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 8,347 |
| | その他利益剰余金 | 8,347 |
| | （うち当期純利益） | (227) |
| | 合計 | 447,608 |

## 第26期決算公告

令和８年５月20日

神奈川県藤沢市湘南台四丁目10番地の24

**株式会社シティ**

代表取締役　陳　美燕

**貸借対照表の要旨**

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 63,748 |
| | 固定資産 | 194 |
| | 合計 | 63,943 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 282 |
| | 固定負債 | 10,750 |
| | 株主資本 | 52,911 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 42,911 |
| | その他利益剰余金 | 42,911 |
| | （うち当期純損失） | (3,132) |
| | 合計 | 63,943 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

滋賀県甲賀市水口町城東五番五二号

（甲）株式会社アルトリズム

代表取締役　田嶋　耕治

三重県津市久居野村町三四四番地四

（乙）株式会社ニュートラル

代表取締役　田嶋　耕治

## 第５期決算公告

令和８年５月20日

滋賀県甲賀市水口町城東５番52号

**株式会社アルトリズム**

代表取締役　田嶋　耕治

**貸借対照表の要旨**（令和８年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 124,176 |
| | 固定資産 | 183,268 |
| | 資産合計 | 307,444 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 81,369 |
| | 固定負債 | 224,493 |
| | 負債の部合計 | 305,862 |
| | 株主資本 | 1,582 |
| | 資本金 | 8,000 |
| | 利益剰余金 | △6,417 |
| | その他利益剰余金 | △6,417 |
| | （うち当期純利益） | (7,494) |
| | 純資産の部合計 | 1,582 |
| | 負債・純資産合計 | 307,444 |

## 第34期決算公告

令和８年５月20日

三重県津市久居野村町344番地４

**株式会社ニュートラル**

代表取締役　田嶋　耕治

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 403,011 |
| | 固定資産 | 896,981 |
| | 資産合計 | 1,299,992 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 541,503 |
| | 固定負債 | 567,933 |
| | 負債の部合計 | 1,109,436 |
| | 株主資本 | 190,556 |
| | 資本金 | 21,000 |
| | 利益剰余金 | 169,556 |
| | その他利益剰余金 | 169,556 |
| | （うち当期純利益） | (3,658) |
| | 純資産の部合計 | 190,556 |
| | 負債・純資産合計 | 1,299,992 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号
ＯＭＭ一二階Ｏ室
（甲）株式会社クエステート
代表取締役　岡林　洋史

大阪市旭区高殿二丁目一二―一六
（乙）ナガスミ建設株式会社
代表取締役　岡林　洋史

---

## 第５期決算公告

令和８年５月20日

大阪市旭区高殿二丁目12―16
**ナガスミ建設株式会社**
代表取締役　岡林　洋史

**貸借対照表の要旨**
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 101,183 |
| | 固定資産 | 2,551 |
| | 繰延資産 | 931 |
| | 合計 | 104,665 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 64,129 |
| | 株主資本 | 40,535 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 20,535 |
| | その他利益剰余金 | 20,535 |
| | （うち当期純利益） | (11,090) |
| | 合計 | 104,665 |

## 第５期決算公告

令和８年５月20日

大阪市中央区大手前一丁目７番31号
ＯＭＭ12階Ｏ室
**株式会社クエステート**
代表取締役　岡林　洋史

**貸借対照表の要旨**（令和７年８月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 559,130 |
| | 固定資産 | 26,055 |
| | 合計 | 585,185 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 388,075 |
| | 固定負債 | 92,489 |
| | 株主資本 | 104,620 |
| | 資本金 | 70,000 |
| | 利益剰余金 | 34,620 |
| | その他利益剰余金 | 34,620 |
| | （うち当期純利益） | (51,533) |
| | 合計 | 585,185 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

兵庫県尼崎市水堂町三丁目一七番二七号
（甲）株式会社スリーエム
代表取締役　矢野伸太郎

兵庫県宝塚市中野町八番八号リリーフ宝塚一〇一
（乙）株式会社Ｈｏ―ｋａｎ
代表取締役　矢野伸太郎

---

## 第２期決算公告

令和８年５月20日

兵庫県宝塚市中野町８番８号
リリーフ宝塚101
**株式会社Ｈｏ―ｋａｎ**
代表取締役　矢野伸太郎

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,796 |
| | 固定資産 | 933 |
| | 繰延資産 | 817 |
| | 合計 | 5,546 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 7,132 |
| | 固定負債 | 4,250 |
| | 株主資本 | △ 5,836 |
| | 資本金 | 5,000 |
| | 利益剰余金 | △ 10,836 |
| | その他利益剰余金 | △ 10,836 |
| | （うち当期純損失） | (1,233) |
| | 合計 | 5,546 |

## 第６期決算公告

令和８年５月20日

兵庫県尼崎市水堂町三丁目17番27号
**株式会社スリーエム**
代表取締役　矢野伸太郎

**貸借対照表の要旨**（令和７年８月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 56,070 |
| | 固定資産 | 11,004 |
| | 繰延資産 | 250 |
| | 合計 | 67,324 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 7,663 |
| | 固定負債 | 48,227 |
| | 株主資本 | 11,434 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 10,434 |
| | その他利益剰余金 | 10,434 |
| | （うち当期純損失） | (8,200) |
| | 合計 | 67,324 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

広島県東広島市西条大坪町八番二七号
（甲）株式会社陸地コンサルタント
代表取締役　佐々木仁志

広島県東広島市西条大坪町五番一三号
（乙）株式会社賀茂総合サービス
代表取締役　佐々木仁志

---

## 第45期決算公告

令和８年５月20日

広島県東広島市西条大坪町５番13号
**株式会社賀茂総合サービス**
代表取締役　佐々木仁志

**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 15,772 |
| | 固定資産 | 45,164 |
| | 合計 | 60,936 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 1,971 |
| | 固定負債 | 33,284 |
| | 株主資本 | 25,680 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 15,880 |
| | 利益準備金 | 4,400 |
| | その他利益剰余金 | 11,480 |
| | （うち当期純利益） | (7,010) |
| | 自己株式 | △ 200 |
| | 合計 | 60,936 |

## 第63期決算公告

令和８年５月20日

広島県東広島市西条大坪町８番27号
**株式会社陸地コンサルタント**
代表取締役　佐々木仁志

**貸借対照表の要旨**
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 534,382 |
| | 固定資産 | 335,140 |
| | 合計 | 869,523 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 391,968 |
| | 固定負債 | 101,977 |
| | 株主資本 | 375,577 |
| | 資本金 | 21,000 |
| | 利益剰余金 | 354,577 |
| | 利益準備金 | 39,670 |
| | その他利益剰余金 | 314,907 |
| | （うち当期純損失） | (14,138) |
| | 合計 | 869,523 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

東京都目黒区三田二丁目一番五―二〇二号
（甲）プロジェクト・ラーテル株式会社
代表取締役　戸田　淳

東京都目黒区三田二丁目一番五―二〇二号
（乙）レインメーカーズ株式会社
代表取締役　戸田　淳

---

## 第２期決算公告

令和８年５月20日

東京都目黒区三田二丁目１番５―202号
**レインメーカーズ株式会社**
代表取締役　戸田　淳

**貸借対照表の要旨**
（令和８年２月28日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 6,662,796 |
| | 合計 | 6,662,796 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 3,234,173 |
| | 株主資本 | 3,428,623 |
| | 資本金 | 1,000,000 |
| | 利益剰余金 | 2,428,623 |
| | その他利益剰余金 | 2,428,623 |
| | （うち当期純利益） | (49,639) |
| | 合計 | 6,662,796 |

## 第２期決算公告

令和８年５月20日

東京都目黒区三田二丁目１番５―202号
**プロジェクト・ラーテル株式会社**
代表取締役　戸田　淳

**貸借対照表の要旨**
（令和８年２月28日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 8,244,488 |
| | 固定資産 | 4,268,449 |
| | 合計 | 12,512,937 |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 7,578,533 |
| | 固定負債 | 13,200,000 |
| | 株主資本 | △8,265,596 |
| | 資本金 | 1,000,000 |
| | 利益剰余金 | △9,265,596 |
| | その他利益剰余金 | △9,265,596 |
| | （うち当期純損失） | (1,720,621) |
| | 合計 | 12,512,937 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年五月二十日

岡山県倉敷市西富井一〇七六番地

（甲）ひだかや株式会社

代表取締役　中山　善継

岡山県総社市新本七一一六番地

（乙）農村エナジー株式会社

代表取締役　谷口　明義

---

**第14期決算公告**　令和８年５月20日

岡山県総社市新本7116番地

**農村エナジー株式会社**

代表取締役　谷口　明義

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 34,135 |
| | 固定資産 | 50,651 |
| | 繰延資産 | 12,968 |
| | 合計 | 97,754 |
| 負純資産及び債のび部 | 流動負債 | 69,562 |
| | 固定負債 | 145,329 |
| | 株主資本 | △117,137 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | △137,137 |
| | その他利益剰余金 | △137,137 |
| | （うち当期純利益） | (6,091) |
| | 合計 | 97,754 |

---

**第54期決算公告**　令和８年５月20日

岡山県倉敷市西富井1076番地

**ひだかや株式会社**

代表取締役　中山　善継

**貸借対照表の要旨**（令和７年７月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 207 |
| | 固定資産 | 836 |
| | 合計 | 1,044 |
| 負純資産及び債のび部 | 流動負債 | 175 |
| | 固定負債 | 766 |
| | 株主資本 | 102 |
| | 資本金 | 36 |
| | 利益剰余金 | 72 |
| | 利益準備金 | 1 |
| | その他利益剰余金 | 70 |
| | （うち当期純利益） | (0) |
| | 自己株式 | △7 |
| | 合計 | 1,044 |

---

**合併公告**

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出くださ い。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

愛知県長久手市岩作雁又一番地一

（甲）一般社団法人日本疼痛学会

代表理事　牛田　享宏

愛知県半田市東生見町二六―二

（乙）一般社団法人日本ペインリハビリテーション学会

代表理事　松原　貴子

---

**第11期決算公告**

令和８年５月20日

愛知県半田市東生見町26―2

**一般社団法人**

**日本ペインリハビリテーション学会**

代表理事　松原　貴子

**貸借対照表の要旨**

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 18,699 |
| | 固定資産 | — |
| | 合計 | 18,699 |
| 負純資産及び債のび部 | 流動負債 | 40 |
| | 固定負債 | — |
| | 前期資産 | 20,729 |
| | 今年度増減額 | △2,070 |
| | 合計 | 18,699 |

---

**第8期決算公告**

令和８年５月20日

愛知県長久手市岩作雁又１番地１

**一般社団法人日本疼痛学会**

代表理事　牛田　享宏

**貸借対照表の要旨**

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 14,699 |
| | 固定資産 | — |
| | 合計 | 14,699 |
| 負純資産及び債のび部 | 流動負債 | 415 |
| | 固定負債 | — |
| | 前期資産 | 10,542 |
| | 今年度増減額 | 3,740 |
| | 合計 | 14,699 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

富山市南央町三七番地の一〇

（甲）バイホロン株式会社

代表取締役　高田　剛

富山市中大久保三五七番地の一

（乙）バイホロントレーディング株式会社

代表取締役　高田　剛

---

**第55期決算公告**

令和８年５月20日

富山市中大久保357番地の１

**バイホロントレーディング株式会社**

代表取締役　高田　剛

**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 2,408,832 |
| | 固定資産 | 5,921 |
| | 合計 | 2,414,753 |
| 負純資産及び債のび部 | 流動負債 | 1,813,138 |
| | 固定負債 | — |
| | 株主資本 | 601,615 |
| | 資本金 | 49,000 |
| | 利益剰余金 | 554,798 |
| | 利益準備金 | 12,250 |
| | その他利益剰余金 | 542,548 |
| | （うち当期純利益） | (63,376) |
| | 自己株式 | △2,183 |
| | 合計 | 2,414,753 |

---

**第50期決算公告**

令和８年５月20日

富山市南央町37番地の10

**バイホロン株式会社**

代表取締役　高田　剛

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 2,996,312 |
| | 固定資産 | 3,165,556 |
| | 合計 | 6,161,868 |
| 負純資産及び債のび部 | 流動負債 | 1,148,684 |
| | 固定負債 | 53,747 |
| | 株主資本 | 4,959,437 |
| | 資本金 | 98,000 |
| | 利益剰余金 | 5,206,899 |
| | 利益準備金 | 20,000 |
| | その他利益剰余金 | 5,186,899 |
| | （うち当期純利益） | (405,855) |
| | 自己株式 | △345,462 |
| | 合計 | 6,161,868 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年五月二十日

静岡県浜松市中央区高丘北三丁目三七番五〇号

（甲）株式会社布橋運送

代表取締役　国本　元寿

静岡県浜松市中央区高丘北三丁目三七番五〇号

（乙）株式会社東海国本

代表取締役　国本　元寿

---

**第37期決算公告**　令和８年５月20日

静岡県浜松市中央区高丘北三丁目37番50号

**株式会社東海国本**

代表取締役　国本　元寿

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 15,875 |
| | 固定資産 | 42,462 |
| | 資産合計 | 58,338 |
| 負純資産及び債のび部 | 流動負債 | 13,350 |
| | （賞与引当金） | (1,430) |
| | 固定負債 | 29,236 |
| | 株主資本 | 15,751 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 法定準備金 | 400 |
| | 利益準備金 | 400 |
| | 剰余金 | 5,351 |
| | その他利益剰余金 | 5,351 |
| | （うち当期純利益） | (4,071) |
| | 負債・純資産合計 | 58,338 |

---

**第51期決算公告**　令和８年５月20日

静岡県浜松市中央区高丘北三丁目37番50号

**株式会社布橋運送**

代表取締役　国本　元寿

**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 246,920 |
| | 固定資産 | 472,834 |
| | 資産合計 | 719,754 |
| 負純資産及び債のび部 | 流動負債 | 322,543 |
| | （賞与引当金） | (13,000) |
| | 固定負債 | 209,111 |
| | （退職給付引当金） | (27,825) |
| | 株主資本 | 188,100 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 178,100 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 175,600 |
| | （うち当期純利益） | (24,982) |
| | 負債・純資産合計 | 719,754 |

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

静岡県浜松市中央区高丘北三丁目三七番五〇号

（甲）株式会社布橋運送

代表取締役　国本　元寿

静岡県浜松市中央区高丘北三丁目三七番五〇号

（乙）株式会社東海国本

代表取締役　国本　元寿

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

愛知県長久手市岩作雁又一番地一

（甲）一般社団法人日本疼痛学会

代表理事　牛田　享宏

愛知県半田市東生見町二六―二

（乙）一般社団法人日本ペインリハビリテーション学会

代表理事　松原　貴子

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

富山市南央町三七番地の一〇

（甲）バイホロン株式会社

代表取締役　高田　剛

富山市中大久保三五七番地の一

（乙）バイホロントレーディング株式会社

代表取締役　高田　剛

---

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

静岡県浜松市中央区高丘北三丁目三七番五〇号

（甲）株式会社布橋運送

代表取締役　国本　元寿

静岡県浜松市中央区高丘北三丁目三七番五〇号

（乙）株式会社東海国本

代表取締役　国本　元寿

## 第１期決算公告

令和８年５月20日
兵庫県姫路市広畑区高浜町二丁目29番地２
**株式会社ＹＡＭ**
代表取締役　山田　　剛

**貸借対照表の要旨**（令和７年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,466 |
| | 固定資産 | 240,030 |
| | 繰延資産 | 1,901 |
| | **資産合計** | **243,398** |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 6,896 |
| | 固定負債 | 235,680 |
| | **負債合計** | **242,576** |
| | 株主資本 | 822 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | △ 177 |
| | その他利益剰余金 | △ 177 |
| | （うち当期純損失） | (177) |
| | **純資産合計** | **822** |
| | **負債・純資産合計** | **243,398** |

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を四億七千七百七十一万四千九百四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日
兵庫県姫路市広畑区高浜町二丁目二九番地二
株式会社ＹＡＭ
代表取締役　山田　　剛

## 第76期決算公告

令和８年５月20日
岡山市北区大内田769番地１
**日植アグリ株式会社**
代表取締役　柴田　洋志

**貸借対照表の要旨**（令和８年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 2,165,856 |
| | 固定資産 | 751,247 |
| | **合計** | **2,917,103** |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 1,049,658 |
| | 固定負債 | 305,347 |
| | 株主資本 | 1,494,526 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 資本剰余金 | 45,000 |
| | 利益剰余金 | 1,399,526 |
| | 利益準備金 | 6,250 |
| | その他利益剰余金 | 1,393,276 |
| | （うち当期純利益） | (85,523) |
| | 評価・換算差額等 | 67,571 |
| | **合計** | **2,917,103** |

## 第７期決算公告

令和８年５月20日
愛知県名古屋市中村区名駅３－４－10
**株式会社介護カンパニー**
代表取締役　石裏久美子

**貸借対照表の要旨**
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 8,574,912 |
| | 固定資産 | 5,947,309 |
| | **資産合計** | **14,522,221** |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 3,683,209 |
| | 固定負債 | 5,359,000 |
| | 株主資本 | 5,480,012 |
| | 資本金 | 20,000,000 |
| | 利益剰余金 | △14,519,988 |
| | （うち当期純損失） | (2,136,849) |
| | **負債・純資産合計** | **14,522,221** |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日
愛知県名古屋市中村区名駅三丁目四番一〇号
株式会社介護カンパニー
代表取締役　石裏久美子

## 第６期決算公告

令和８年５月19日
岡山県真庭市惣176番地
**山陽ホームズ株式会社**
代表取締役　柴田　洋志

**貸借対照表の要旨**（令和８年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 211,869 |
| | 固定資産 | 121,749 |
| | **合計** | **333,618** |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 29,638 |
| | 株主資本 | 303,980 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 資本剰余金 | 279,711 |
| | 資本準備金 | 279,711 |
| | 利益剰余金 | 21,268 |
| | その他利益剰余金 | 21,268 |
| | （うち当期純損失） | (7,109) |
| | **合計** | **333,618** |

## 第12期決算公告

令和８年５月20日

東京都江東区亀戸六丁目43番９号

**栄興産株式会社**

代表取締役　岩上　　茂

**貸借対照表の要旨**
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,041,742 |
| | 固定資産 | 13,098,151 |
| | **合計** | **14,139,892** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 4,452,692 |
| | 固定負債 | 7,634,650 |
| | 株主資本 | 2,052,550 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 資本剰余金 | 668,207 |
| | 資本準備金 | 102 |
| | その他の資本剰余金 | 668,104 |
| | 利益剰余金 | 1,381,343 |
| | 利益準備金 | 41 |
| | その他利益剰余金 | 1,381,302 |
| | （うち当期純利益） | (311,194) |
| | **合計** | **14,139,892** |

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の鉄骨事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十日
東京都江東区亀戸六丁目四三番九号
（甲）岩上鋼材株式会社
代表取締役　岩上　　茂
東京都江東区亀戸六丁目四三番九号
（乙）栄興産株式会社
代表取締役　岩上　　茂

## 第65期決算公告

令和８年５月20日
東京都江東区亀戸六丁目43番９号
**岩上鋼材株式会社**
代表取締役　岩上　　茂

**貸借対照表の要旨**（令和７年10月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 5,260,380 |
| | 固定資産 | 1,245,387 |
| | **合計** | **6,505,766** |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 4,203,568 |
| | 固定負債 | 1,195,739 |
| | 株主資本 | 1,106,459 |
| | 資本金 | 70,000 |
| | 資本剰余金 | 30,000 |
| | その他資本剰余金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 1,006,459 |
| | 利益準備金 | 11,480 |
| | その他利益剰余金 | 994,979 |
| | （うち当期純利益） | (640,234) |
| | **合計** | **6,505,766** |

## 第１期決算公告

令和８年４月22日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
**ダイヤモンティーユ株式会社**
代表取締役　神谷　宗範

**貸借対照表の要旨**
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 2,000 |
| | **資産合計** | **2,000** |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 17 |
| | **負債合計** | **17** |
| | 株主資本 | 1,982 |
| | 資本金 | 2,000 |
| | 利益剰余金 | △ 17 |
| | その他利益剰余金 | △ 17 |
| | （うち当期純損失） | (17) |
| | **純資産合計** | **1,982** |
| | **負債・純資産合計** | **2,000** |

## 第48期決算公告

令和８年３月27日
福井県三方上中郡若狭町三方48号40番地
**株式会社スイングアカオ**
代表取締役　赤尾　匡規

**貸借対照表の要旨**
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 83,768 |
| | 固定資産 | 108,994 |
| | **合計** | **192,762** |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 30,673 |
| | 固定負債 | 75,687 |
| | 株主資本 | 86,402 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 66,402 |
| | その他利益剰余金 | 66,402 |
| | （うち当期純利益） | (7,706) |
| | **合計** | **192,762** |

## 第 68 期 決 算 公 告

令和８年５月20日

広島市西区楠木町四丁目８番12号

**株式会社不二ビルサービス**

代表取締役　濵野上隆志

**貸借対照表の要旨**

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 2,228,697 |
| | 固定資産 | 1,360,419 |
| | **合計** | **3,589,116** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,031,652 |
| | （うち賞与引当金） | (123,700) |
| | 固定負債 | 386,225 |
| | （うち退職給与引当金） | (174,637) |
| | （うち長期修繕引当金） | (187,262) |
| | **負債の部合計** | **1,417,878** |
| | 株主資本 | 2,171,238 |
| | 資本金 | 20,300 |
| | 資本剰余金 | 153,236 |
| | その他資本剰余金 | 153,236 |
| | 利益剰余金 | 1,997,702 |
| | 利益準備金 | 8,700 |
| | その他利益剰余金 | 1,989,002 |
| | （うち当期純利益） | (58,924) |
| | **純資産の部合計** | **2,171,238** |
| | **合計** | **3,589,116** |

## 第 60 期 決 算 公 告

令和８年５月20日

新潟市江南区亀田工業団地一丁目３番５号

**株 式 会 社 大 谷**

代表取締役　堂田　尚子

**貸借対照表の要旨**

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,655,418 |
| | 固定資産 | 1,624,586 |
| | **合計** | **3,280,004** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 137,050 |
| | 賞与引当金 | 5,930 |
| | 固定負債 | 90,675 |
| | 退職給付引当金 | 8,135 |
| | 役員退職慰労引当金 | 82,000 |
| | 株主資本 | 3,052,278 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 資本剰余金 | 70,000 |
| | その他資本剰余金 | 70,000 |
| | 利益剰余金 | 2,952,278 |
| | 利益準備金 | 27,500 |
| | その他利益剰余金 | 2,924,778 |
| | （うち当期純損失） | (27,900) |
| | **合計** | **3,280,004** |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十日

新潟市江南区亀田工業団地一丁目三番五号

（甲）株式会社大谷

代表取締役　堂田　尚子

新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目三番五号

（乙）株式会社新潟小規模蒸溜所

代表取締役　堂田　尚子

**第７期決算公告**　令和８年５月20日

新潟県新潟市江南区亀田工業団地一丁目３番５号

**株式会社新潟小規模蒸溜所**

代表取締役　堂田　尚子

**貸借対照表の要旨**（令和７年８月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 802,035 |
| | 固定資産 | 355,732 |
| | **合計** | **1,157,768** |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 53,499 |
| | 固定負債 | 698,140 |
| | 株主資本 | 406,128 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 資本剰余金 | 200,000 |
| | その他資本剰余金 | 200,000 |
| | 利益剰余金 | 176,128 |
| | その他利益剰余金 | 176,128 |
| | （うち当期純利益） | (19,584) |
| | **合計** | **1,157,768** |

## 第 44 期 決 算 公 告

令和８年５月20日

兵庫県西宮市鳴尾浜２丁目１番18

**株式会社 山村製壜所**

取締役社長　浅野　公平

**貸借対照表の要旨**

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 994,748 |
| | 固定資産 | 286,448 |
| | 有形固定資産 | 272,661 |
| | 無形固定資産 | 2,992 |
| | 投資その他の資産 | 10,795 |
| | **資産合計** | **1,281,196** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 568,639 |
| | 賞与引当金 | 19,050 |
| | 役員賞与引当金 | 1,330 |
| | その他 | 548,259 |
| | 固定負債 | 6,885 |
| | **負債合計** | **575,524** |
| | 株主資本 | 705,672 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 利益剰余金 | 655,672 |
| | 利益準備金 | 12,500 |
| | その他利益剰余金 | 643,172 |
| | （うち当期純利益） | (24,902) |
| | 評価・換算差額等 | — |
| | **純資産合計** | **705,672** |
| | **負債・純資産合計** | **1,281,196** |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和八年五月十三日に終了し、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年五月二十日

京都市西京区大枝中山町二番四四

（甲）京都マイクロコンピュータ株式会社

代表取締役　佐藤　大介

京都市西京区大枝中山町二番四四

（乙）株式会社ＫＭＧ

代表取締役　辻　邦彦

**第 10 期決算公告**　令和８年５月20日

京都市西京区大枝中山町２番44

**株式会社ＫＭＧ**

代表取締役　辻　邦彦

**貸借対照表の要旨**（令和８年３月31日現在）

| 科目 | | 金額（円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 66,622,129 |
| | 固定資産 | 918,976 |
| | **資産合計** | **67,541,105** |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 13,234,079 |
| | 固定負債 | 40,165,205 |
| | **負債合計** | **53,399,284** |
| | 株主資本 | 14,141,821 |
| | 資本金 | 5,000,000 |
| | 利益剰余金 | 9,141,821 |
| | その他利益剰余金 | 9,141,821 |
| | （うち当期純利益） | (21,463,082) |
| | **純資産合計** | **14,141,821** |
| | **負債・純資産合計** | **67,541,105** |

**第 41 期決算公告**　令和８年５月20日

京都市西京区大枝中山町２番44

**京都マイクロコンピュータ株式会社**

代表取締役　佐藤　大介

**貸借対照表の要旨**（令和８年３月31日現在）

| 科目 | | 金額（円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 364,736,722 |
| | 固定資産 | 55,504,779 |
| | **資産合計** | **420,241,501** |
| 負純資債及産のび部 | 流動負債 | 91,380,104 |
| | **負債合計** | **91,380,104** |
| | 株主資本 | 328,861,397 |
| | 資本金 | 20,000,000 |
| | 利益剰余金 | 308,861,397 |
| | 利益準備金 | 4,898,677 |
| | その他利益剰余金 | 303,962,720 |
| | （うち当期純利益） | (61,187,068) |
| | **純資産合計** | **328,861,397** |
| | **負債・純資産合計** | **420,241,501** |

## 第 38 期 決 算 公 告

令和８年５月20日　　沖縄県那覇市泉崎二丁目３番地３

**株式会社ふく薬品**

代表取締役　田仲　康晃

**貸借対照表の要旨**（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 1,896 | 流動負債 | 2,106 |
| 固定資産 | 991 | 賞与引当金 | 14 |
| | | 固定負債 | 301 |
| | | 株主資本 | 480 |
| | | 資本金 | 20 |
| | | 資本剰余金 | 11 |
| | | 資本準備金 | 11 |
| | | 利益剰余金 | 449 |
| | | 利益準備金 | 77 |
| | | その他利益剰余金 | 372 |
| | | （うち当期純損失） | (97) |
| 資産合計 | 2,887 | 負債・純資産合計 | 2,887 |

## 第 36 期 決 算 公 告

令和８年３月30日　　福岡県福岡市中央区大宮二丁目１番１号

**株式会社ヴェントゥーノ**

代表取締役　中野　勇人

**貸借対照表の要旨**（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 3,064,797 | 流動負債 | 1,399,987 |
| 固定資産 | 1,893,261 | 固定負債 | 1,836,809 |
| | | 株主資本 | 1,709,499 |
| | | 資本金 | 20,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,709,669 |
| | | 利益準備金 | 5,000 |
| | | その他利益剰余金 | 1,704,669 |
| | | （うち当期純利益） | (1,467,260) |
| | | 自己株式 | △22,170 |
| | | 評価・換算差額等 | 11,762 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 11,762 |
| 資産合計 | 4,958,058 | 負債・純資産合計 | 4,958,058 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十日

長野県岡谷市田中町一丁目一番一号

（甲）株式会社丸共ユニオン

代表取締役　小口　晃司

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富七四六一番地三三

（乙）株式会社ユニオンクリエイト

代表取締役　小口　雅弘

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年五月二十日

岐阜県恵那市大井町二六三〇番地七

（甲）株式会社未来価値創造研究所

代表取締役　鎌田　真悟

岐阜県恵那市大井町二六三二番地の一〇五

（乙）株式会社恵那川上屋

代表取締役　鎌田　真悟

## 第 75 期 決 算 公 告

2026年５月20日

長野県岡谷市田中町１丁目１番１号

**株式会社丸共ユニオン**

代表取締役　小口　晃司

**貸借対照表の要旨**

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 439,557 | 流動負債 | 64,355 |
| 固定資産 | 227,340 | 固定負債 | 8,233 |
| 繰延資産 | 1,000 | 株主資本 | 595,308 |
| | | 資本金 | 70,000 |
| | | 資本剰余金 | 10,000 |
| | | 資本準備金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | 689,482 |
| | | 利益準備金 | 12,500 |
| | | その他利益剰余金 | 676,982 |
| | | （うち当期純利益） | (31,650) |
| | | 自己株式 | △174,174 |
| 資産合計 | 667,897 | 負債・純資産合計 | 667,897 |

## 第 27 期 決 算 公 告

令和８年５月20日

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7461番地33

**株式会社ユニオンクリエイト**

代表取締役　小口　雅弘

**貸借対照表の要旨**

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 364 | 流動負債 | 30,723 |
| 固定資産 | 1,400 | 固定負債 | 5,352 |
| | | 株主資本 | △34,310 |
| | | 資本金 | 20,000 |
| | | 資本剰余金 | 10,000 |
| | | 資本準備金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | △64,310 |
| | | 利益準備金 | 100 |
| | | その他利益剰余金 | △64,410 |
| | | （うち当期純損失） | (1,159) |
| 資産合計 | 1,764 | 負債・純資産合計 | 1,764 |

## 第 48 期 決 算 公 告

令和８年５月20日　　岐阜県恵那市大井町2630番地７

**株式会社未来価値創造研究所**

代表取締役　鎌田　真悟

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 143 | 流動負債 | 15 |
| 固定資産 | 665 | 株主資本 | 793 |
| | | 資本金 | 91 |
| | | 資本剰余金 | 165 |
| | | 資本準備金 | 124 |
| | | その他資本剰余金 | 42 |
| | | 利益剰余金 | 668 |
| | | 利益準備金 | 5 |
| | | その他利益剰余金 | 663 |
| | | （うち当期純損失） | (0) |
| | | 自己株式 | △131 |
| 資産合計 | 808 | 負債・純資産合計 | 808 |

## 第 17 期 決 算 公 告

令和８年５月20日　　岐阜県恵那市大井町2632番地の105

**株式会社恵那川上屋**

代表取締役　鎌田　真悟

**貸借対照表の要旨**（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 790 | 流動負債 | 254 |
| 固定資産 | 1,050 | 賞与引当金 | 76 |
| | | 固定負債 | 635 |
| | | 退職給付引当金 | 59 |
| | | 株主資本 | 952 |
| | | 資本金 | 80 |
| | | 資本剰余金 | 80 |
| | | 資本準備金 | 80 |
| | | 利益剰余金 | 792 |
| | | 利益準備金 | 48 |
| | | その他利益剰余金 | 744 |
| | | （うち当期純利益） | (16) |
| 資産合計 | 1,841 | 負債・純資産合計 | 1,841 |